

令和8年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業)

公募要領 <法人申請編>

令和8年4月

注意事項

本公募要領は、申請者が**新築建売戸建住宅の販売者となる法人**を対象とした公募要領です。

(注)申請者が新築 **注文** 戸建住宅の建築主又は

新築 **建売** 戸建住宅の購入予定者となる **個人** の場合は、

「[令和8年度 ZEH支援事業 公募要領<個人申請編>](#)」をご確認ください。

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、S I Iとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、S I Iが定める「令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZ E H化・省C O 2化促進事業）」交付規程（以下「交付規程」という。）をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1	補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2	偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
3	2の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置をとるとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
4	補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。 補助事業を行うにあたっては、その執行が適切、かつ有効に行われるよう、関係法令、交付規程等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって事業を遂行していただきます。
5	S I Iから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
6	補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
7	補助金で取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間 ^{*1} 内に処分 ^{*2} しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。 ※1 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう（以下同様）。 ※2 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供することをいう。
8	補助事業に係る資料（申請書類、S I I発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後6年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
9	S I Iは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をS I Iのホームページ（以下「Z E H W e b」という。）等で公表することがあります（個人・個人事業主を除く）。
10	S I Iが会計検査院（国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する職責を果たしている機関）から検査を受ける際には、S I Iの補助事業者等に対しても、会計検査院による実地検査等が及ぶことがあります（補助事業の終了後も含む）。

公募関連資料の一覧

本公募で用いる主な資料は以下のとおりです。
申請の種別や申請手続きのフェーズに応じた参照資料があります。
なお、本書は「公募要領<法人申請編>」です。

資料名	内容	種類	掲載場所	
交付規程	補助金適正化法に基づき、本事業の補助金交付における規程を示したもの。	—		
公募要領	本事業における募集要項を示したもの。 事業概要や交付要件、スケジュール、事業フロー等を記載している。	個人申請編	Z E H W e b	
		法人申請編		
Z E Hポータル・ マニュアル	S I I が提供する電子申請システム 「Z E Hポータル」に関するマニュアル。 アカウントの発行手順や実際のポータル操作について詳細を記載している。	アカウント発行編	Z E Hポータル	
		交付申請編		
		中間報告編		関係者限り ※交付決定前は閲覧できません。
		完了実績報告編		
事務取扱説明書	交付決定後に準備すべき各種提出資料の記入方法等のルールや特に留意を要する事項についてまとめた説明書。	単年度事業	関係者限り ※交付決定前は閲覧できません。	
		複数年度事業 本年度（1年目）		
		複数年度事業 後年度（2年目）		

目次

1. はじめに

[P. 6](#)

- 1-1. 事業趣旨 [P. 7](#)
- 1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義・
基準について [P. 8](#)
- 1-3. 主な用語の説明 [P. 9](#)
- 1-4. 公募対象（法人申請の場合） [P. 10](#)
- 1-5. アイコンの説明 [P. 10](#)

2. 事業概要

[P. 11](#)

- 2-1. 補助金名 [P. 12](#)
- 2-2. 事業規模と想定採択件数 [P. 12](#)
- 2-3. 補助事業 [P. 12](#)
- 2-4. 申請者 [P. 13](#)
- 2-5. 補助対象住宅 [P. 14](#)
- 2-6. 補助対象経費 [P. 16](#)
- 2-7. 補助金及び上限額 [P. 17](#)
- 2-8. 他の補助金との調整 [P. 20](#)
- 2-9. 公募方法 [P. 21](#)
- 2-10. 注意事項 [P. 22](#)
- 2-11. 事業スケジュール [P. 23](#)
- 2-12. 事業スケジュールの詳細
（ZEHポータルアカウント発行） [P. 25](#)
- 2-13. 事業スケジュールの詳細（単年度事業） [P. 26](#)
- 2-14. 事業スケジュールの詳細（複数年度事業
本年度（1年目）） [P. 28](#)
- 2-15. 事業スケジュールの詳細（複数年度事業
後年度（2年目））（予定） [P. 29](#)

3. 交付要件

[P. 30](#)

- 3-1. ZEHの要件 [P. 32](#)
- 3-2. ZEH+の要件 [P. 33](#)
- 3-3. 省エネルギー性能表示評価書
（BELS）の要件 [P. 35](#)
- 3-4. 導入必須の建材・設備等の要件 [P. 36](#)
- 3-5. 選択要件及び追加設備等の交付要件 [P. 39](#)
- 3-6. 不動産売買における要件 [P. 52](#)

4. 事業の実施

事業フロー・公募～交付決定

[P. 53](#)

- 4-1. 事業フロー [P. 54](#)
- 4-2. 公募～交付決定 [P. 57](#)

5. 事業の実施

補助事業の開始～補助金支払い

[P. 65](#)

- 5-1. 【単年度事業】 補助事業の開始～完了 [P. 67](#)
- 5-2. 【単年度事業】 完了実績報告～
補助金支払い [P. 70](#)
- 5-3. 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】
補助事業の開始～完了 [P. 72](#)
- 5-4. 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】
完了実績報告～補助金支払い [P. 73](#)

6. 事業の実施 補助事業完了後の要件・ その他の注意事項

[P. 75](#)

6-1. 補助事業完了後の要件

[P. 76](#)

6-2. その他の注意事項

[P. 80](#)

1. はじめに

- 1 - 1. 事業趣旨
- 1 - 2. 戸建住宅におけるZEHの定義・基準について
- 1 - 3. 主な用語の説明
- 1 - 4. 公募対象（法人申請の場合）
- 1 - 5. アイコンの説明

1. はじめに

1-1. 事業趣旨

地球温暖化対策計画において、家庭部門では2030年度温室効果ガス排出削減目標として66%削減（2013年度比）が掲げられている。目標達成に向け、住宅・建築物では「省エネ基準への適合義務付け拡大」を主な政策として掲げ、2030年度以降新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネ性能の確保を目指すとしている。2025年4月には、すべての新築住宅に対する省エネ基準への適合義務化が開始され、これまで推奨とされていた省エネ性能は最低限の義務へと変化した。

第六次環境基本計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が政策目標として掲げられている。住宅の省エネ化・省CO₂化によってもたらされるエネルギーの自給自足による災害時のレジリエンス強化やエネルギー価格高騰への対策、断熱性能向上によるヒートショック対策や快適性の高まりは、ZEHによる脱炭素化を「豊かな暮らし」の象徴として位置づけるとき、ウェルビーイング向上に大きく寄与するものと考えられる。

また、2025年4月にはZEH+の定義が改訂となり、断熱性能の向上や再生可能エネルギーの自家消費の拡大に資するシステム等の普及拡大が後押しされている。さらに、2025年9月には経済産業省より「GX ZEH」及び「GX ZEH-M」が定義され、2027年4月より適用されることが公表された。ZEHは省エネルギー性能牽引の担い手として更なる高みを目指していくこととなる。

本事業を通じて住宅のZEH化をさらに加速させることにより、ZEHの深掘り、ひいては2030年度家庭部門排出量削減目標の達成、並びに2050年カーボンニュートラルに向けた政府目標の達成に寄与することを目指す。

- ◆ 「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>
- ◆ 「エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- ◆ 「ZEH・ZEH-Mの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

1. はじめに

1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義・基準について

出典：令和6年5月 ZEHフォローアップ委員会「ZEHの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」より抜粋

分類・通称	要件					目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に 応じて、特定の地域に目指すべき水準を 設定している。)	
	外皮基準 (U _A 値) ※1			一次エネルギー消費量 削減率※3※6			その他要件・備考
	地域区分			省エネ のみ※4	再エネ等 含む※2		
	1・2	3	4～7				
『ZEH』 ゼッチ	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	100%以上	・ 再生可能エネルギーを導入(容量不問。 全量売電を除く。)すること。	—
	断熱等性能等級6以上			30%以上	〃	・ 上記に加え、①②※5のうち1項目以上 を満たす。	—
Nearly ZEH ニアリー・ゼッチ	〃	〃	〃	20%以上	75%以上 100%未満	・ 再生可能エネルギーを導入(容量不問。 全量売電を除く。)すること。	・ 寒冷地(地域区分1または2地域) ・ 低日射地域(日射区分A1またはA2地域) ・ 多雪地域
	断熱等性能等級6以上			30%以上	〃	・ 上記に加え、①②※5のうち1項目以上 を満たす。	—
ZEH Oriented ゼッチ・オリエンテッド	〃	〃	〃	20%以上	—	・ 下表の対象地域に該当 ・ 再生可能エネルギー未導入も可。	下表の対象地域が該当
ZEH Oriented対象地域 (右記のいずれかの地域に該当する。)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市部狭小地等(北側斜線制限の対象となる用途地域等(第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域)であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く) ・ 多雪地域(建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域) 					

※1 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準(ηAC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、U_A値1・2地域：0.4W/㎡K以下、3地域：0.5W/㎡K以下、4～7地域：0.6W/㎡K以下とする。

※2 再生可能エネルギーの対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(ただし余剰売電分に限る。)

※3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明(その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機(その他の一次エネルギー消費量は除く))とする。

※4 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。

※5 ZEH+の追加要件は、次の2要素のうち1つ以上。

- 再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置：太陽光発電設備等により発電した電力の蓄電を可能とする設備又は日中に余剰電力を活用する機器を設置することや、太陽熱を活用した機器を設置することにより、再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置を講じていること。具体的な措置例は以下のとおり。
 - ・ おひさまエコキュート
 - ・ 蓄電池(ただし、初期実効容量5kWh以上のものに限る)
 - ・ 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の充電設備(住宅との間において充放電が可能な設備を含む。また、分電盤において所要の容量を確保し、及び漏電ブレーカーの設置等の所要の措置を講じることを含むこと)
 - ・ 太陽熱利用システム又はPVTシステム(ただし、いずれも強制循環式であって一定の機能要件を満たすものに限る)
- 高度エネルギーマネジメント：HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房、給湯設備等を制御可能であること。将来的には、上記に加えて、蓄電池やダイヤモンドリスポンス(DR Demand Response)機能を搭載した家電製品等と連携することにより、DRやバーチャルパワープラント(Virtual Power Plant)に参加可能することが期待される。

※6 エネルギーに係る設備については、所有者を問わず当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

(注) 上記は戸建住宅におけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。本事業の要件については次頁以降を必ず確認してください。

1. はじめに

1-3. 主な用語の説明

本公募要領における以下の用語は、「説明」に記載のとおりです。

用語	説明
申請者	本補助金の交付申請をする者
補助事業者	本補助金の交付決定を受けた者
Z E Hビルダー/プランナー	<ul style="list-style-type: none"> Z E Hビルダー/プランナー登録（フェーズ3）において、自社が受注する戸建住宅（新築注文戸建住宅、新築建売戸建住宅、既存改修）のうち『Z E H』、Nearly Z E H及びZ E H Orientedの普及について定められた事業目標を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等 その他S I Iが定める登録要件を満たし、Z E Hビルダー/プランナーの登録番号を有するもの
単年度事業	単一年度内に事業完了し、補助金の支払いが行われる事業
複数年度事業	2か年の事業計画を有し、各年度ごとに事業完了した補助対象部分に対して補助金の支払いが行われる事業
B E L S	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく省エネルギー性能表示（第三者認証を受けているものに限る。）
選択要件	<p>売電のみを前提とせず、自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置。</p> <p>2つのうち1つ以上を採用すること。（詳細はP39～P45参照）</p> <p>①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメント</p>

1. はじめに

1-4. 公募対象（法人申請の場合）

本公募要領の公募対象は、「法人申請」です。公募要件の詳細は、「2. 事業概要」以降を必ず確認してください。
 なお「個人申請」は、「[令和8年度 Z E H 支援事業 公募要領<個人申請編>](#)」をご確認ください。

公募区分	対象住宅	単年度事業	複数年度事業
一般公募	新築注文戸建住宅	対象外	対象外
	新築建売戸建住宅	●	●

1-5. アイコンの説明

本公募要領では、以下のアイコンを用いて記載内容を書き分けています。
 各ページ右上にアイコンを設置していますので、申請内容にあわせて該当のページをご確認ください。

アイコン	説明
単年度	単年度事業に関することについて掲載しています。
複数年度	複数年度事業に関することについて掲載しています。

2. 事業概要

- 2-1. 補助金名
- 2-2. 事業規模と想定採択件数
- 2-3. 補助事業
- 2-4. 申請者
- 2-5. 補助対象住宅
- 2-6. 補助対象経費
- 2-7. 補助金及び上限額
- 2-8. 他の補助金との調整
- 2-9. 公募方法
- 2-10. 注意事項
- 2-11. 事業スケジュール
- 2-12. 事業スケジュールの詳細
(ZEHポータルの
アカウント発行)
- 2-13. 事業スケジュールの詳細
(単年度事業)
- 2-14. 事業スケジュールの詳細
(複数年度事業 本年度
(1年目))
- 2-15. 事業スケジュールの詳細
(複数年度事業 後年度
(2年目)) (予定)

2-1. 補助金名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO₂化促進事業）

略称：令和8年度 ZEH支援事業（以下「本事業」という。）

2-2. 事業規模と想定採択件数

事業規模 約23億円

（注）新築注文戸建住宅の建築主又は新築建売戸建住宅の購入予定者となる個人による申請分を含む。

<想定採択件数>

事業区分	申請区分	一般公募
単年度	個人申請	約2,700件 (ZEH、ZEH+を区分せずに公募)
	法人申請	
複数年度	個人申請	約300件 (ZEH、ZEH+を区分せずに公募)
	法人申請	

（注）上記の想定採択件数は事業規模に鑑みた件数です。申請状況により変動します。

2-3. 補助事業


本事業の交付要件を満たし、年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（以下「ZEH」という。）又はZEHの要件を満たし、更なる省エネルギーの実現を目指した住宅（以下「ZEH+」という。）となる新築建売戸建住宅を建築する事業、さらに、本事業の要件を満たした戸建住宅に低炭素化に資する素材、電気自動車の充電設備等又は先進的再エネ熱利用設備、蓄電システムの導入を行う事業を補助事業とします。

2-4. 申請者

申請者は、以下の条件を満たすものに限りします。

申請者	備考
申請者は、S I I に登録されたZ E Hビルダー/プランナー（「Z E Hビルダー/プランナー登録（フェーズ3）公募要領」参照）のうち、「建売住宅」の区分を有している者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 1つの住宅に対して、1件の申請のみ受け付けます。同じ住宅に対して、新築建売戸建住宅の販売者となる法人と購入予定者となる個人が重複して申請がある場合、全ての申請を認めません。ただし、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合及び、リース事業者はその限りではありません。 登録済みZ E Hビルダー/プランナーのうち、Z E Hビルダー/プランナー登録（フェーズ3）においてZ E Hビルダー/プランナー継続登録を行っていないZ E Hビルダー/プランナーは申請対象外とします。

<申請者の同意事項>

要件	備考
政府が推進する新しい国民運動「デコ活」の趣旨に賛同し、「デコ活宣言」又は「デコ活応援団への参画」のどちらか一方、もしくは両方を行っていること。 	下記サイトにて「デコ活宣言」又は「デコ活応援団への参画」を行ってください。 【デコ活宣言】 https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/join/ 【デコ活応援団】 https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#council
補助事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。	—
環境省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。 https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html	その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者からの申請は対象外とします。
「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」に同意したものとします。 申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取消し等の措置をとります。

2-5. 補助対象住宅

補助対象となる住宅は、以下の全ての条件を満たすものに限りです。

補助対象となる住宅		単年度	複数年度
1	申請する住宅は、S I I に登録されたZ E Hビルダー/プランナーが関与（建築、設計又は販売）する住宅であること。 なお、登録済みZ E Hビルダー/プランナーは、Z E Hビルダー/プランナー登録（フェーズ3）において「Z E Hビルダー/プランナー継続登録」を行っていること。	●	●
2	新築の専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非居住部分があり、住居部分のみでB E L Sを取得し、交付要件を満たしている場合は申請することができます。	●	●
3	賃貸住宅ではないこと。	●	●
4	Z E H又はZ E H+の交付要件を満たす住宅であること。	●	●
5	交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助事業 ^{※1} に着手する住宅であること。	●	●
6	本年度（1年目）の交付決定日以降完了実績報告時まで、B E L Sにて『Z E H』であることを示す証書 ^{※2} を取得し、 後年度（2年目）において補助対象工事を完了する住宅であること。	—	●

凡例 ●：必須要件 —：対象外

※1 補助事業にはB E L Sの取得も含まれるので注意してください。

※2 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly Z E H、Z E H Orientedであることも可とします。

補助対象となる住宅		単年度	複数年度
7	<p>以下のいずれかに該当する住宅（申請敷地内含む）は原則対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「土砂災害特別警戒区域^{※3}」に立地する住宅 「急傾斜地崩壊危険区域^{※4}」に立地する住宅 「地すべり防止区域^{※5}」に立地する住宅 「市街化調整区域」であって「『土砂災害警戒区域^{※3}』もしくは『浸水想定区域^{※6}』」に立地する住宅 「『市街化調整区域以外の区域』かつ『災害危険区域^{※7}』」であって、「『土砂災害警戒区域^{※3}』もしくは「『浸水想定区域^{※6}』」に立地する住宅 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項の規定^{※8}により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表された住宅 	●	●

※3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づくもの。

※4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づくもの。

※5 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づくもの。

※6 水防法（昭和24年法律第193号）に基づくもので、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限ります。

洪水浸水想定区域：想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

高潮浸水想定区域：想定最大規模の高潮を前提として、現況の海岸の整備状況に照らして浸水が想定される区域

※7 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づくもの。

※8 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、一定の規模以上（3戸以上又は1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上）の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できるとされています。

2-6. 補助対象経費

(1) Z E H又はZ E H +

補助対象経費は、本事業の要件を満たす事業に要する経費です。

補助対象経費の区分		備考
Z E H又はZ E H +の戸建住宅を新築する事業	設計費	B E L S取得に係る費用
	設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する費用
	工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する費用

(2) 追加設備等

(1)の事業への追加設備等の導入に要する経費です。

No.	補助対象経費の区分		備考
1	蓄電システムを導入する事業	設備費	購入に要する費用
2	低炭素化に資する素材又は先進的再エネ熱利用設備を導入する事業	設備費	実施に必要な設備、建築材料の購入に要する費用
		工事費	実施に必要な工事に要する費用
3	再生可能エネルギーの有効活用のため昼間に沸き上げをシフトする機能を有する給湯機を導入する事業	設備費	購入に要する費用
		工事費	実施に必要な工事に要する費用
4	E Vの充電設備又は充放電設備を導入する事業	設備費	購入に要する費用
		工事費	実施に必要な工事に要する費用
5	H E M Sの活用による太陽光発電設備等の発電量等の把握や、住宅内の暖冷房設備・給湯設備、省エネ設備等を制御可能とする高度エネルギーマネジメントを導入する事業	設備費	購入に要する費用
		工事費	実施に必要な工事に要する費用

2-7. 補助金及び上限額

交付要件を満たす補助対象住宅に以下のとおり補助金を交付します。

- 建物規模によらず、Z E Hの種別に応じて地域区分ごとに補助金額を定めます。
- 交付要件を満たす場合に限り、Nearly Z E H及びZ E H OrientedはZ E Hと同額の補助金とします。
- 交付要件を満たす場合に限り、Nearly Z E H+はZ E H+と同額の補助金とします。

(1) 単年度事業

補助対象住宅の種別	地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
Z E H	定額55万円/戸			定額45万円/戸				
Z E H+	定額90万円/戸				定額80万円/戸			

(2) 複数年度事業

本年度（1年目）のみ、又は後年度（2年目）のみの申請は受けません。

年度	補助対象	補助対象住宅の種別	地域区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
本年度 (1年目)	B E L S取得に係る費用	Z E H	定額5万円/戸							
		Z E H+								
後年度 (2年目)	<ul style="list-style-type: none"> • 高性能断熱外皮（断熱材、窓）に係る費用 • 高性能設備に係る費用 	Z E H	定額50万円/戸			定額40万円/戸				
		Z E H+	定額85万円/戸				定額75万円/戸			

(3) 追加設備等

補助対象住宅に①～⑧に記載する設備等を導入する場合は、補助金を以下のとおり加算します。

導入する追加設備等に関して、選択要件への適用有無は下表の「選択要件適用」欄を確認してください。

各設備等の要件は、詳細ページに記載しています。

■ 選択要件にかかる補助額の加算に関して

- 選択要件で①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置*と②高度エネルギーマネジメントの両方を選択した場合、それぞれの補助額を加算して受け取ることができます。
- ①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置のうち複数の措置を講じた場合、①～⑧の区分ごとに補助額を加算します。ただし、各措置の加算額は一戸当たりとなるため、補助対象住宅に同一の措置を複数講じても加算額の上限は一戸当たりで定められた金額となります。

※ 申請する住宅がZ E H Orientedで、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システム（容量問わず）を導入する場合は加算されます。

(注) 複数年度事業は後年度（2年目）の補助対象です。

	補助対象	補助金及び上限	備考	選択要件適用	詳細ページ	
①	蓄電システム	以下1)、2)、3)のうち、いずれか低い補助金を加算。 1) 初期実効容量*1 kWhあたり2万円 2) 蓄電システムの補助対象経費の1/3 3) 補助額上限20万円/戸	算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとします。 ※ JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。	●	P40	
②	直交集成板 (CLT)	定額90万円/戸	—	×	P49	
③	地中熱ヒートポンプ・システム	定額90万円/戸	クローズドループ・オープンループによらず一律	×	P50～ P51	
④	PVTシステム (太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)	液体集熱式	・ パネル面積 5㎡以上8㎡未満 65万円/戸 ・ パネル面積 8㎡以上 80万円/戸	—	●	P41
		空気集熱式	・ パネル面積 22㎡以上 90万円/戸			
⑤	太陽熱利用システム	液体集熱式	・ パネル面積 4㎡以上6㎡未満 12万円/戸 ・ パネル面積 6㎡以上 15万円/戸	—	●	P42
		空気集熱式	・ パネル面積 12㎡以上 定額60万円/戸			

凡例 ●：適用 ×：適用外

	補助対象	補助金及び上限	備考	選択要件適用	詳細ページ
⑥	再生可能エネルギーの有効活用のため昼間に沸き上げをシフトする機能を有する給湯機	定額2万円/戸	—	●	P 4 4
⑦	EVの充電設備又は充放電設備	以下1)、2)のうち、いずれか低い補助金を加算。 1) 補助対象経費の1/3 2) 補助額上限10万円/戸	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費は、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」において公表・登録されている補助金交付上限額に補助率を除いた額とし、補助対象経費が3万円未満となる場合、加算の対象外とします。 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとします。 補助対象製品は、S I I が公開する補助対象製品一覧をご確認ください。(月次更新予定) 掲載ページURL： https://zehweb.jp/house/overview/general.html 複数設備を導入する場合でも、補助対象となるのはいずれか1つの設備のみです。 	●	P 4 4
⑧	高度エネルギーマネジメント	定額2万円/戸	—	●	P 4 5

凡例 ●：適用 ×：適用外

2-8. 他の補助金との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）と重複する対象費用を含めないでください。他の補助金との併用可否は下記表を参考にしてください。

- 他の補助金との併用は、国庫を財源とする補助金のうち、本事業の補助金の補助対象が重複する場合は認められません。
- 他の補助事業に申請している又は申請する予定の場合は、その補助事業名及び補助対象設備等について、申請時に必ずZ E Hポータルに入力してください。
- 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還いただきます。

■ 国庫補助の参考事例

補助事業名	設備	併用可	併用不可
給湯省エネ2026事業	燃料電池（エネファーム）	●	—
	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート・おひさまエコキュート）	—	●
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	—	●
みらいエコ住宅2026事業 （Me住宅2026）	—	—	●
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充てん設備等導入促進補助金	E V 充電設備又は充放電設備	—	●

2-9. 公募方法

公募期間を定め、先着順に受付けます。

- 申請の受付は、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行い、毎日17時に締めた上、締め時間以降の申請は翌日申請として受付けます。
- 公募期間中に申請金額の合計が予算に達した際は、その当該日（17時締切）に届いた不備・不足のない申請を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。抽選結果は、申請受理日から1週間以内に申請者に通知します。
- 申請金額の合計が予算に達した日の17時より後はポータル申請ができなくなります。
- S I Iでは、申請状況を見て必要に応じて受付可能な補助金の残額をZ E H W e bで公表します。申請の目安としてください。
- **申請内容等に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しません。**

公募区分	内容
一般公募	<ul style="list-style-type: none"> • 一般公募では、単年度事業と複数年度事業を受付けます。複数年度事業の注意事項は、次頁を参照してください。 • なお、登録済みのZ E Hビルダー/プランナーは、Z E Hビルダー/プランナー登録（フェーズ3）において「Z E Hビルダー/プランナー継続登録」を行う必要があります。 <p><採択目安数について></p> <ul style="list-style-type: none"> • 単年度事業の交付申請に際し、S I Iが個々のZ E Hビルダー/プランナーに設定した「環境省事業による一公募当たりの採択目安数」（「Z E Hビルダー/プランナー登録（フェーズ3）公募要領」参照）の3倍を超えた事業については、申請を受付できません。 • なお、採択目安数は、8月28日（金）17時までの申請分に適用し、翌日以降は撤廃します。 • 複数年度事業の交付申請に際しては、採択目安数によらず、先着順に受付けます。

2-10. 注意事項

(1) 事業の着手について

申請種別ごとの事業着手の時期に関する要件は以下のとおりです。

申請種別	事業区分	補助事業の着手時期に関する要件
新築建売戸建住宅	単年度	交付決定番号を得た後に補助対象工事（BELSの取得を含む）に着手すること。
	複数年度（1年目）	交付決定番号を得た後にBELSを取得すること。
	複数年度（2年目）	交付決定番号を得た後に補助対象工事に着手すること。

(2) 複数年度（2か年）事業について

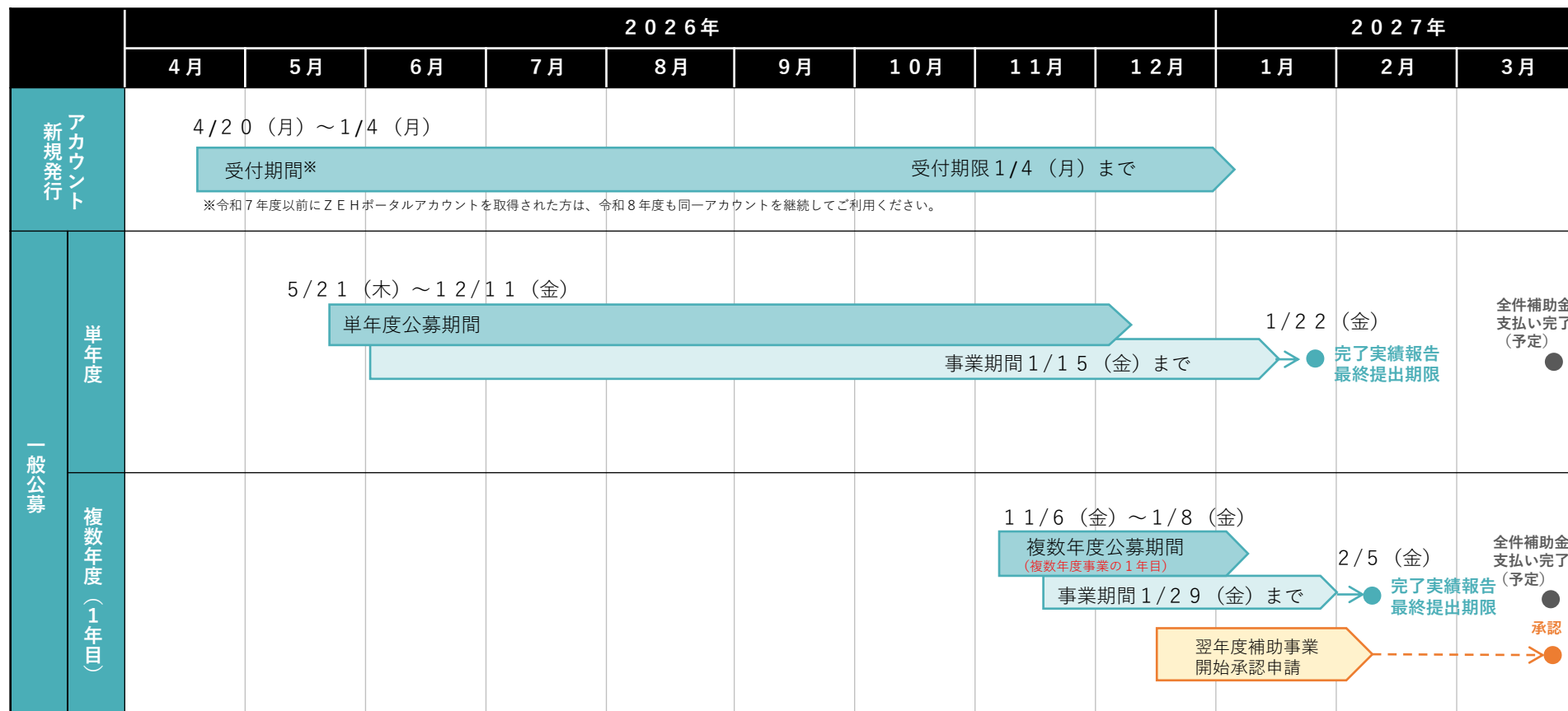
複数年度

本年度（1年目）は、2026年11月6日（金）から申請を受付けます。

2か年事業	<ul style="list-style-type: none"> 各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。 後年度（2年目）の補助金額は、本年度（1年目）の交付決定時に定めた申請予定額を超えることはできません。 本年度（1年目）の交付決定時に定めた補助対象住宅の区分（ZEH・ZEH+）及びZEHランク（『ZEH』・Nearly ZEH・ZEH Oriented）を原則変更することはできません。
事業開始	<ul style="list-style-type: none"> 本年度（1年目）の交付決定後にBELSの取得を完了し、後年度（2年目）の交付決定後に高性能断熱外皮（断熱材、窓）及び高性能設備に係る補助事業を開始し、完了させてください。 ただし、交付規程第13条に基づき、本年度（1年目）の完了実績報告時に「翌年度補助事業開始承認申請」を提出し、SIIの承認を受けた事業は、2027年4月1日（木）以降、後年度（2年目）の交付決定を待たずに事業着手が可能です。「翌年度補助事業開始承認申請」を提出しない事業は、後年度（2年目）の交付決定まで後年度事業に着手することができません。 なお、2027年4月1日（木）より前に補助対象工事に着手した場合は、事前着手とみなされ、補助金が支払われない場合があります。
補助金の返還	後年度（2年目）に補助事業を継続しない場合は、交付規程第13条第2項に基づき、本年度（1年目）に交付した補助金の返還を求めます。

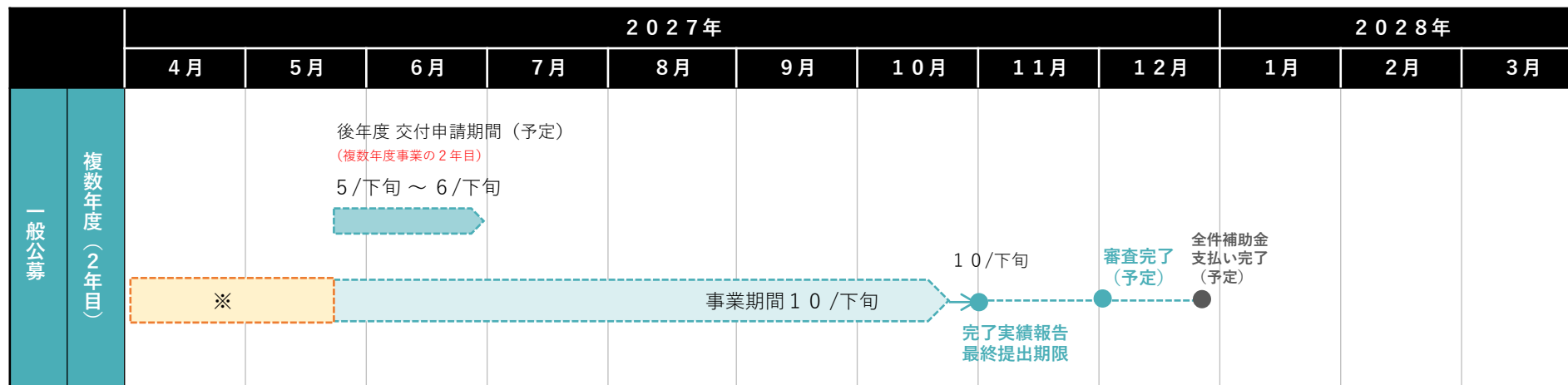
2-11. 事業スケジュール

(1) 【単年度事業】 【複数年度事業 | 本年度 (1年目)】 事業スケジュール



(2) 【複数年度事業 | 後年度 (2年目)】 事業スケジュール (予定)

(注) 後年度 (2年目) の完了実績報告方法及び詳細スケジュールは、令和9年度事業の執行団体決定後に当該執行団体より補助事業者にお知らせします。



※ 翌年度補助事業開始承認を受けた補助事業のみ交付決定を待たずに事業着手が可能です。(P22参照)

2-12. 事業スケジュールの詳細（ZEHポータルアカウント発行）

（1）ZEHポータルアカウント発行

本事業の交付申請は、S I I が提供する「[ZEHポータル](#)」を利用した電子申請で行ってください。

- 申請者である法人の本社部門（又は補助金申請の取りまとめを行う部門）の担当者は、交付申請前にZEHポータルアカウント発行依頼をS I I に対して行ってください。
- アカウント発行方法の詳細は「[ZEHポータル・マニュアル<アカウント発行編>](#)」を参照してください。

（注）アカウントの発行には不備のない依頼書を受領してから **3～8営業日ほど**を要します。

（初回発行は5月11日（月）です）

令和7年度以前にZEHポータルアカウントを取得された方は、令和8年度も同一アカウントを継続してご利用ください。

（2）アカウント新規発行依頼の受付期間

2026年 4月20日（月） ～ 2027年 1月 4日（月） 17時

2-13. 事業スケジュールの詳細（単年度事業）

（1）公募期間

2026年 5月21日（木）10時 ～ 2026年12月11日（金）17時

（2）事業期間

単年度事業で交付決定を受けた補助事業者は、交付決定日以降に補助対象工事に着手し、以下の期日までに中間報告及び完了実績報告をS I Iに提出してください。

フェーズ	期日
交付決定	<p>申請受理日から3週間を目処に交付決定を行います。 ただし、申請が集中した場合や、申請内容に関するS I Iからの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は以下のとおりです。</p> <p><最終交付決定日> 2026年12月23日（水）</p>
中間報告	<p>原則として、B E L Sの取得日から3週間以内に提出すること。 最終提出期限は、2027年 1月 6日（水）17時とします。</p> <p>（注）中間報告は2026年8月27日（木）よりZ E Hポータルにて受付予定です。 中間報告の入力フォームが公開されていないため3週間以内に中間報告を提出できない場合は、入力フォーム及び入力マニュアルが公開され次第、速やかにご提出ください。</p>

フェーズ	期間
事業完了	<p><事業完了日></p> <p>① 申請者にて補助対象住宅の工事を<u>行っている</u>場合は、全ての補助対象設備の工事代金の支払いが完了した日付を指します。</p> <p>② 申請者にて補助対象住宅の工事を<u>行っていない</u>場合は、補助事業に係る工事及び工事代金の支払いが完了し、かつ補助対象住宅の引渡しを受けた日付を指します。</p> <p>③ 選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択した事業は、①又は②の日付と「H E M Sより住宅内の冷暖房設備、給湯設備、省エネ設備等の表示項目の名称設定を行い、各設備の制御が可能であることを確認した日」のいずれか遅い日付を事業完了日とします。</p> <p>(注) H E M Sの設定にはインターネット環境が必要な場合があります。</p> <p><最終事業完了日> 2027年 1月15日(金)までに事業完了すること。</p>
完了実績報告	<p>原則として、事業完了日から15日以内に提出すること。 最終提出期限は、2027年 1月22日(金) 17時とします。</p> <p>(注) 完了実績報告は2026年10月1日(木)よりZ E Hポータルにて受付予定です。 完了実績報告の入力フォームが公開されていないため15日以内に完了実績報告を提出できない場合は、入力フォーム及び入力マニュアルが公開され次第、速やかにご提出ください。</p>

(注1) 中間報告の審査が完了しないと完了実績報告を行うことはできません。

(注2) S I Iの指定する期日内に中間報告・完了実績報告の提出がない場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。

(注3) 内容に不備・不足があると指摘を受けた場合は、速やかに修正した資料を提出してください。

2-14. 事業スケジュールの詳細（複数年度事業 本年度（1年目））

（1）公募期間

2026年11月 6日（金）10時 ～ 2027年 1月 8日（金）17時

（2）事業期間

- 複数年度事業の本年度（1年目）で交付決定を受けた補助事業者は、交付決定日以降に補助事業（BELSの取得）に着手し、以下の期日までに本年度（1年目）の完了実績報告をSIIに提出してください。
- 交付決定前のBELS取得は認めません。

フェーズ	期日
交付決定	<p>申請受理日から3週間を目処に交付決定を行います。 ただし、申請が集中した場合や、申請内容に関するSIIからの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は以下のとおりです。</p> <p><最終交付決定日> 2027年 1月20日（水）</p>
中間報告	複数年度事業において中間報告はありません。
事業完了	<p><事業完了日> BELSを取得した日とします。 （BELSの取得をもって、その費用の支払いが完了したものとします）</p> <p><最終事業完了日> 2027年 1月29日（金）までに事業完了すること。</p>
完了実績報告	<p>原則として、事業完了日から15日以内に提出すること。 最終提出期限は、2027年 2月 5日（金）17時とします。</p>

（注1）内容に不備・不足があると指摘を受けた場合は、速やかに修正した資料を提出してください。

（注2）SIIの指定する期日以内に完了実績報告の提出がない場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。

2-15. 事業スケジュールの詳細（複数年度事業 後年度（2年目））（予定）

後年度（2年目）の詳細スケジュールは、令和9年度事業の執行団体決定後に当該執行団体より補助事業者にお知らせします。

（1）公募期間

2027年 5月下旬 ～ 2027年 6月下旬

（2）事業期間

後年度（2年目）で交付決定を受けた補助事業者は、交付決定日以降※に補助対象工事に着手し、令和9年度事業の執行団体が指定する期日までに後年度（2年目）の完了実績報告を提出してください。

※本年度（1年目）の完了実績報告時に「翌年度補助事業開始承認申請」を提出し、S I Iの承認を受けた事業は、2027年4月1日（木）以降、後年度（2年目）の交付決定を待たずに事業着手が可能です。

フェーズ	期間
交付決定	<p>申請受理日から3週間を目処に交付決定を行います。 ただし、申請が集中した場合や、申請内容に関する問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は以下のとおりです。</p> <p><最終交付決定日> 2027年 7月中旬</p>
事業完了	<p><事業完了日></p> <p>① 申請者にて補助対象住宅の工事を<u>行っている</u>場合は、全ての補助対象設備の工事代金の支払いが完了した日付を指します。</p> <p>② 申請者にて補助対象住宅の工事を<u>行っていない</u>場合は、補助事業に係る工事及び工事代金の支払いが完了し、かつ補助対象住宅の引渡しを受けた日付を指します。</p> <p>③ 選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択した事業は、①又は②の日付と「H E M Sより住宅内の冷暖房設備、給湯設備、省エネ設備等の表示項目の名称設定を行い、各設備の制御が可能であることを確認した日」のいずれか遅い日付を事業完了日とします。</p> <p>(注) H E M Sの設定にはインターネット環境が必要な場合があります。</p> <p><最終事業完了日> 2027年10月下旬までに事業完了すること。</p>
完了実績報告	<p>原則として、事業完了日から15日以内に提出すること。 最終提出期限は、2027年10月下旬とします。</p>

3. 交付要件

- 3-1. ZEHの要件
- 3-2. ZEH+の要件
- 3-3. 省エネルギー性能表示評価書（BELS）の要件
- 3-4. 導入必須の建材・設備等の要件
- 3-5. 選択要件及び追加設備等の交付要件
- 3-6. 不動産売買における要件

ZEH種別ごとの 要件

3-1. ZEHの要件

戸建住宅におけるZEH（『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Oriented）の定義を満たしていること。※1※2

1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率（ U_A 値）を満たすこと。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (U_A 値)	0.40以下		0.50 以下	0.60以下				-

2) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。※2

売電を行う場合は余剰買取方式に限る（全量買取方式は認めません）。

3) 設計一次エネルギー消費量は、下表の値以上削減されていること。※3※4

削減率	
一次エネルギー消費量削減率（再生可能エネルギー等を除く）	20%以上
一次エネルギー消費量削減率（再生可能エネルギー等を含む）	100%以上※5

4) 補助対象住宅に導入する設備のうち、再生可能エネルギー・システム及びHEMSが採用する全ての制御システムにおいて、IP通信機能を有する製品はJC-STAR★1を取得していること。

適合ラベル取得製品リスト：<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>

※1 以下の場合は、Nearly ZEHを補助対象とします。

- 寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射区分A1又はA2）又は多雪地域（垂直積雪量100cm以上）に該当。
なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とします。

※2 以下の場合は、ZEH Orientedを補助対象とします。

- 都市部狭小地等**：北側斜線制限（2階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）。ただし、北側斜線制限の対象となる住宅であっても、補助対象に該当しない場合があります。ZEH Orientedとして申請する場合は、ZEH Webの「よくあるご質問」を確認の上、申請前に必ずSIIへ相談してください。
- 多雪地域**：多雪地域（建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域）に建築される住宅。

※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとします。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※4 「再生可能エネルギー等を加えて一次エネルギー消費量が削減されていること」の計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

※5 Nearly ZEHの場合は75%以上100%未満削減とします。ZEH Orientedの場合は20%以上削減とし、再生可能エネルギー未導入も可とします。

3-2. ZEH+の要件

戸建住宅におけるZEH（『ZEH+』、Nearly ZEH+）の定義を満たしていること。※1

1) 住宅の外皮性能は、断熱等性能等級6以上を満たすこと。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (U_A 値)	0.28以下			0.34以下	0.46以下			-
冷房期の平均日射熱 取得率 (η_{AC} 値)	基準値なし				3.0 以下	2.8 以下	2.7 以下	5.1 以下

2) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。

売電を行う場合は余剰買取方式に限る。（全量買取方式は認めません）

3) 設計一次エネルギー消費量は、下表の値以上削減されていること。※2※3

削減率	
一次エネルギー消費量削減率（再生可能エネルギー等を除く）	30%以上
一次エネルギー消費量削減率（再生可能エネルギー等を含む）	100%以上※4

4) 補助対象住宅に導入する設備のうち、再生可能エネルギー・システム及びHEMSが採用する全ての制御システムにおいて、IP通信機能を有する製品はJC-STAR★1を取得していること。

適合ラベル取得製品リスト：<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>

※1 以下の場合は、Nearly ZEH+を補助対象とします。

- 寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射区分A1又はA2）又は多雪地域（垂直積雪量100cm以上）に該当。
なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とします。

※2 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠するものとします。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※3 「再生可能エネルギー等を加えて一次エネルギー消費量が削減されていること」の計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

※4 Nearly ZEH+の場合は75%以上100%未満削減とします。

**ZEH、ZEH+
共通の交付要件及び
追加設備等の交付要件**

3-3. 省エネルギー性能表示評価書（BELS）の要件

取得するBELSは、以下の要件を全て満たすこと。

- 申請する住宅について、BELSにて『ZEH』※であることを示す証書を取得すること。
※ 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedであることも可とします。
(ZEH+においてはNearly ZEHのみ)
- 単年度事業の場合は、**交付決定後**速やかに取得し、中間報告時に提出すること。
複数年度事業の場合は、本年度（1年目）の**交付決定後**に取得し、本年度（1年目）の完了実績報告時に提出すること。

BELSに関する要件		
「ZEHマークに関する事項」にZEHランクが示されていること。		
P32「3-1. ZEHの要件」、P33「3-2. ZEH+の要件」に記載の外皮性能を満たすこと。		
設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から右記のとおり削減されていること。	ZEHの場合	20%以上
	ZEH+の場合	30%以上
設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。 ただし、Nearly ZEHの場合は75%以上100%未満削減、ZEH Orientedの場合は20%以上削減とする。		

(注1) BELSを取得した結果、本事業の要件に不適合の場合は、補助金の交付を受けることができません。

(注2) 申請した内容に変更があった場合には、BELSの再取得を求める場合があります。

3-4. 導入必須の建材・設備等の要件

- 本事業では、「BELSにてZEHを満たすこと」を要件とします。
- 補助対象住宅に導入する設備については、BELS取得時の一次エネルギー消費量計算結果（国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（WEBプログラム）」により計算）のそれぞれの設備において入力した性能以上のものを設置すること。ただし、HEMSについては機器要件を定めていますので、必ず確認の上設置すること。（P38参照）

1) 補助対象範囲及び設備等の要件一覧

以下の建材・設備等はZEH種別に関わらず導入必須です。

建材・設備等の種類	補助対象	要件となる基準
BELS	●	補助対象住宅が『ZEH』（交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Oriented* ¹ であることも可）であることを示すものであること。
高断熱外皮	●	<ul style="list-style-type: none"> P32「3-1. ZEHの要件」、P33「3-2. ZEH+の要件」に記載の外皮性能を満たすこと。 外皮平均熱貫流率（U_A値）を算出するための外皮計算に係る部分に用いる断熱材及び窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。 ただし、構造材、仕上げ材（内装外装）、玄関ドアは補助対象外とする。

凡例 ●：対象 ○：選択要件に応じて対象 —：対象外

※1 ZEH+においてはNearly ZEHのみ

建材・設備等の種類		補助対象	要件となる基準	
空調設備		●	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室には必ず設置すること。※2※3 主たる居室が複数の場合は、全てに冷暖房設備を導入すること。 1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。 	
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート)	●	(注) ガス(石油)従来型給湯機、ガス(石油)従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。	
	ガス潜熱回収型給湯機(エコジョーズ)			
	石油潜熱回収型給湯機(エコフィール)			
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)			
	太陽熱利用システム	—		
燃料電池(エネファーム)	—			
省エネルギー設備	換気設備(24時間換気に係るもの)		●	—
	照明設備	LED照明	—	—
再生可能エネルギー・システム	太陽光発電システム等		—	申請する住宅がZEH Orientedの場合は、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムの設置容量は問わない。
エネルギー計測装置(HEMS)		○	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を「コントローラ」で取得していること。 住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 ②高度エネルギーマネジメントを選択しない事業は、P38を参照。 選択する事業は、P45～P48を参照。 <p>(注) 導入のみでは補助対象ではありませんが、②高度エネルギーマネジメントを選択した場合は、補助対象です。</p>	

凡例 ●：対象 ○：選択要件に応じて対象 —：対象外

※2 主たる居室が「DK+L」のように扉等で仕切られている場合は2室となるので、空調設備は各々で設置が必要です。

※3 その他居室への設置は必須ではありませんが、一次エネルギー消費量計算結果との整合性はその他居室に関しても必要です。

(注1) 補助対象設備等は**新品**を導入すること。住宅の元請会社以外に補助事業者が直接購入する場合は、交付決定後※に購入したものに限りま。

(注2) 補助対象設備を複数台導入する場合は**全ての設備において設備要件を満たすこと**。

※複数年度事業の場合、後年度(2年目)の交付決定後を指します。

2) HEMSの要件

補助対象住宅に設置するHEMSは以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① HEMSの機器要件

- a. 採用する全ての制御システムにおいて、IP通信機能を有する製品はJC-STAR★1を取得していること。
適合ラベル取得製品リスト：<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>
- b. 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を「コントローラ」で取得していること。
- c. 住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- d. 計測されたデータの表示ができること。

② 計測ポイントの要件 以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

エネルギー計測 要件一覧表

凡例

●：必須項目

○：計測対象設備設置の場合は必須

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量（単位：Wh）	○
	売電量※1（単位：Wh）	○
電力量の計測・取得	系統からの買電量（単位：Wh）	●
	住宅全体の電力使用量（単位：Wh）	●
	冷暖房設備の電力使用量※2（単位：Wh）	○
	電気ヒートポンプ式給湯機の給湯設備（エコキュート・おひさまエコキュート等）の電力使用量（単位：Wh）	○
蓄電システム	ガスコージェネレーションシステム（エネファーム等）の発電量（単位：Wh）	○
	充電力量（単位：Wh）	○
	放電力量（単位：Wh）	○
電気自動車を活用した充電設備（プラグインハイブリッド車を含む）	充電力量（単位：Wh）	○
電気自動車を活用した充放電設備（プラグインハイブリッド車を含む）	充電力量（単位：Wh）	○
	放電力量（単位：Wh）	○
使用電力 計測・取得間隔	1時間以内	●
データ蓄積期間※3※4	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

※1太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。

※2「主たる居室」に設置する冷暖房設備の電力量を計測できること。

※3HEMSにより計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。

※4セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

③ 運用時の要件

事業承継後2年間、国又はSIIの求めに応じて提出できるよう、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。（P76参照）

3-5. 選択要件及び追加設備等の交付要件

補助対象住宅に導入する以下（１）～（８）の設備等について、要件を満たすものを補助対象とします。

なお、Z E H及びZ E H+において、「選択要件」のうち１つ以上を採用することが必須の要件です。下表の①-１～①-５、②について記載する要件を満たすものを選択してください。（ただし、Z E H Orientedは必須ではありません）

- Z E H Orientedにおいて、①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置の要件を選択する場合は太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システム（容量問わず）の導入が必要です。
- 初期実効容量5 kWh未満の蓄電システム、直交集成板（CLT）、地中熱ヒートポンプ・システムについては、選択要件は満たしませんが、「追加設備」として、導入することで補助金を加算します。（P18～P19参照）

追加設備等

No.	選択要件	対象	要件となる基準
(1)	①-1	蓄電システム	P40の蓄電システムの要件を満たし、かつ初期実効容量5 kWh以上であること。 (注) 初期実効容量5 kWh未満の場合は、選択要件としては認められないが、追加設備とすることは可能。
(2)	①-2	PVTシステム	P41のPVTシステムの要件を満たすこと。
(3)	①-3	太陽熱利用システム	P42～P43の太陽熱利用システム（液体集熱式もしくは空気集熱式）の要件を満たすこと。
(4)	①-4	再生可能エネルギーの有効活用のため昼間に沸き上げをシフトする機能を有する給湯機	P44の再生可能エネルギーの有効活用のため昼間に沸き上げをシフトする機能を有する給湯機の要件を満たすこと。
(5)	①-5	EVの充電設備又は充放電設備	P44のEVの充電設備又は充放電設備の要件を満たすこと。
(6)	②	高度エネルギーマネジメント	P45～P48の高度エネルギーマネジメントの要件を満たすこと。
(7)	—	直交集成板（CLT）	P49の直交集成板（CLT）の要件を満たすこと。
(8)	—	地中熱ヒートポンプ・システム	P50の地中熱ヒートポンプ・システムの要件を満たすこと。

(注) 追加設備等は新品を導入すること。住宅の元請会社以外に補助事業者が直接購入する場合は、交付決定後※に購入したものに限りませす。

※複数年度事業の場合、後年度（２年目）の交付決定後を指します。

(1) 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- 本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- 本年度、S I I に製品登録されていること。^{※1}
なお、令和7年度以前に登録された製品は対象外です。
- 蓄電システムの導入価格（設備費＋工事費・据付費^{※2}）が、蓄電容量1 kWhあたり11.5万円（目標価格）以下であること。^{※3}
- 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。

選択要件である①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置として蓄電システムを導入する場合は、初期実効容量5 kWh以上であること。

<導入目的>

再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。

<接続及び運用の要件>

再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。
（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外）

※1 本事業の補助対象機器（蓄電システム）一覧は、Z E H W e b で随時公表する。

U R L : <https://zehweb.jp/registration/battery/>

※2 工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。

※3 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る費用分を控除することができる。

ハイブリッド部分に係る費用を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1 kWあたり2万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる）

(2) PVTシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）

補助対象となるPVTシステムは、以下の要件を全て満たすこと。

- 表1に示す「補助対象となる設備項目」ごとの要件を全て満たすこと。（PVTシステムに当該設備が含まれない項目は、この限りでない）
- 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

(表1) PVTシステムの機器要件

区分	補助対象となる設備項目		要件
液体 集熱式	太陽光発電機能付き集熱器（PVT）※1		・日集熱効率10%以上であること。※2 ・設置するPVTパネル面積が5㎡以上あること。
	付帯設備 ・ 部材費※3	熱媒配管（配管、継手、バルブ等）	—
		蓄熱槽（貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。
空気 集熱式	太陽光発電機能付き集熱器（PVT）※1		・日集熱効率10%以上であること。※2 ・設置するPVTパネル面積が2.2㎡以上あること。
	付帯設備 ・ 部材費※3	エアハンドリングユニット （集熱用送風機、ダンパー、熱交換器等）	集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの。
		集熱空気用ダクト・配管	—
		蓄熱槽（貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
	その他PVTシステムに必要な付属部材	—	
工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。	

※1 PVTパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする（発電部分、PVT以外の集熱器は補助対象外）。

※2 JIS A 4112に準拠した試験方法であること。

※3 補助対象となるPVTシステムの集熱システムに付帯するものに限る。

(3-1) 液体集熱式太陽熱利用システム

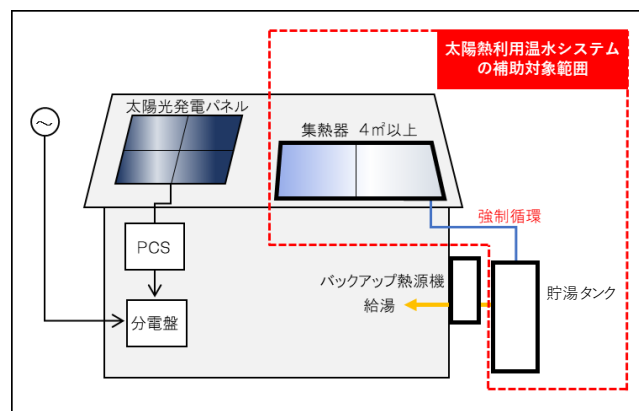
補助対象となる液体集熱式太陽熱利用システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 循環方式は、強制循環に限る。
- ・ 表2に示す「補助対象となる設備項目」ごとの要件を満たすこと。
- ・ 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

(表2) 液体集熱式太陽熱利用システムの機器要件

補助対象となる設備項目		要件				
高効率集熱器		<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根面等に太陽光発電パネルと併設された太陽熱集熱器であること。 ・ 設置する集熱器の面積が4㎡以上あること。 ・ 日集熱効率について下記要件を満たすこと。 <table border="0"> <tr> <td>平板形</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>真空ガラス管形</td> <td>50%以上</td> </tr> </table> 	平板形	60%以上	真空ガラス管形	50%以上
平板形	60%以上					
真空ガラス管形	50%以上					
付帯設備・部材費 (補助対象となる集熱システムに付帯するものに限る。)	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。				
	集熱配管	—				
	その他付属部材	—				
	補助熱源給湯器	—				
工事費		補助対象となる集熱器、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。				

液体集熱式太陽熱利用システムの補助対象範囲



(3-2) 空気集熱式太陽熱利用システム

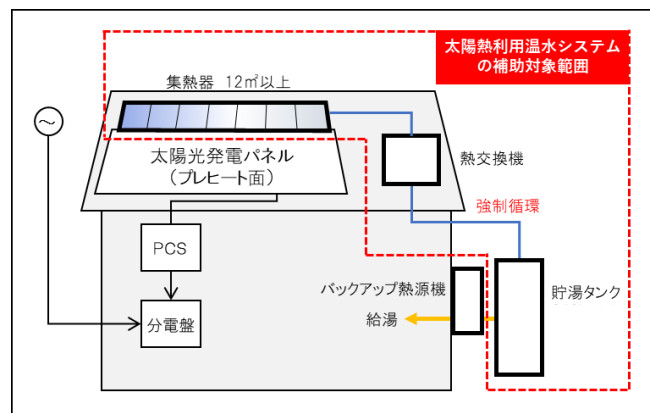
補助対象となる空気集熱式太陽熱利用システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 循環方式は、強制循環に限る。
- ・ 表3に示す「補助対象となる設備項目」ごとの要件を満たすこと。
- ・ 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

(表3) 空気集熱式太陽熱利用システムの機器要件

補助対象となる設備項目		要件
高効率集熱器		<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根面等に太陽光発電パネルと併設された太陽熱集熱器であること。 ・ 設置する集熱器の面積が12㎡以上あること。
付帯設備・部材費 (補助対象となる集熱システムに付帯するものに限る。)	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
	集熱配管	—
	その他付属部材	—
	補助熱源給湯器	—
工事費		補助対象となる集熱器、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。

空気集熱式太陽熱利用システムの補助対象範囲



(4) 再生可能エネルギーの有効活用のため昼間に沸き上げをシフトする機能を有する給湯機

「令和7年度補正高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」において補助対象とされている以下のいずれかに該当する給湯機であること。

URL：<https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp/manufacture/search/product/high-efficiency-water-heater-ec>

- ① 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート・おひさまエコキュート）
- ② 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）

(5) EVの充電設備又は充放電設備

補助対象となるEVの充電設備又は充放電設備は、以下の要件を全て満たすこと。

- 太陽光発電設備等により発電した電力をEVに充電することを可能とする設備又はEVと住宅間での充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とすること。
- 経済産業省所管の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」において令和6年度補正以降に登録・公表されている製品のうち、SIIが公表する補助対象製品一覧に掲載のある製品とすること。
補助対象製品一覧掲載URL：<https://zehweb.jp/house/overview/general.html>（月次更新予定）
- 導入する充電設備又は充放電設備の種別に応じて以下の要件を満たすこと。

種別	要件
V2H充放電設備	<ul style="list-style-type: none"> • EVから住宅へ放電する電力量もHEMSで計測すること。 • V2H充放電設備の開閉器を設置すること。
充電用コンセント	<ul style="list-style-type: none"> • 分電盤に専用の分岐回路（＝専用回路）を設置すること。 • 設置する専用回路は単相200V20A以上とすること。
充電用コンセントスタンド	
普通充電設備※	※普通充電設備はケーブル付き普通充電設備を指す。

(注1) EVの所有は要件に含まない。

(注2) 据付け設置すること。

(6) 高度エネルギーマネジメント

H E M Sにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備、省エネ設備等を**制御可能※1**であること。また、以下の要件を満たすこと。

- 1) 「H E M S、冷暖房設備及び給湯設備」並びに、「蓄電システム、燃料電池システム、充放電設備（V 2 H設備等）、充電設備（設置する場合）」について、いずれもECHONET Lite AIF仕様に適合し、認証を取得しているもの※2※3を設置すること。
- 2) 冷暖房設備及び給湯設備等（蓄電システム、燃料電池、充電設備又は充放電設備を設置する場合には、これらの設備を含む）について、P 4 7「APPENDIX ECHONET詳細規定のReleaseバージョン」記載のReleaseバージョン以上の機器を設置すること。
- 3) 補助対象住宅に設置するH E M SはP 4 6～P 4 8記載の①～⑥の要件を全て満たすこと。

(注) H E M Sの表示項目の名称設定を行い、制御可能な状態にしてください。

※1 充電用コンセント・充電用コンセントスタンドに関しては制御対象外です。

※2 ECHONET Lite AIF認証の取得を基本とするが、ECHONET Lite認証を取得した上で、相互接続性については自己確認（P 4 7の⑥参照）での対応を可能とすることを含めて判断します。

※3 全館空調システム等の住宅に一体化した空気調和システムであって、かつハウスメーカー、工務店等の独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムの場合、当該システムについては、H E M Sとの相互接続性の自己確認（P 4 7の⑥参照）での対応を可能とします。

② 高度エネルギーマネジメントに係る HEMS の要件

① HEMS の機器要件

- a. 採用する全ての制御システムにおいて、IP 通信機能を有する製品は JC-STAR★1 を取得していること。
適合ラベル取得製品リスト：<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>
- b. 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を「コントローラ」で取得していること。
- c. 住宅一棟の全エネルギーを計測及び制御ができるよう設置すること。
(注) 計測している住宅一棟の全エネルギーにおいて制御を行うためには、各設備（給湯機等）の導入台数によっては複数台の HEMS が必要な場合があります。
- d. 計測されたデータの表示ができること。（ただし、2 世帯住宅や非居住部分があり分割して BELS を取得している場合、エネルギー計算に含まない部分は計測対象から外すこと）
- e. 導入する計測対象の機器要件となる ECHONET Lite AIF 認証を全て取得していること。（URL：<https://echonet.jp/>）
- f. APPENDIX ECHONET 機器オブジェクト詳細規定の Release バージョンは、導入する計測対象の設備要件となる Release バージョン以上であること。なお、完了実績報告時※までに、ファームアップ等を行う予定で、かつその性能を有する機器も可とします。
※ 複数年度事業の場合、後年度（2 年目）の完了実績報告時を指します。
- g. S I I が Z E H W e b で公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。
URL：<https://zehweb.jp/house/overview/general.html>
(注) HEMS の設定にはインターネット環境が必要な場合があります。

② HEMS コントローラの設定要件

- a. HEMS で計測する項目ごとに、HEMS コントローラやモニタに表示される計測対象の項目名称の設定をすること。
名称の設定ができない機器や、モニタ画面上で項目名称の設定が行えてもデータの書き出しに反映しない場合は要件未達とみなします。
- b. 「③計測ポイントの要件」を満たすこと。

③ 計測ポイントの要件

P 3 8 に示す「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

④ 運用時の要件

P 3 8 に示す「③運用時の要件」を満たすこと。

⑤ 相互接続性における制御の要件

- a. 通信制御対象の各設備とH E M Sコントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能を通信制御できること。
- b. 設置するH E M SコントローラのAPPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、通信制御対象の各設備に対し、上位のReleaseバージョンであること。（右図参照）
- c. 通信制御対象の各設備においてH E M Sコントローラによる制御を可能にするECHONET Liteプロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とする。

⑥ A I F 認証の要件と、これに代わる相互接続性自己確認の要件

- a. ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ（スーパークラス規定に該当するものは除く）について、アクセスルールで定められた事項の情報を、ECHONET Liteの必須プロトコル（併せて各社の独自のプロトコルも使用可能）でH E M Sコントローラから通信制御可能であること。
- b. なお、相互接続性の確認については、機器種別の市場における普及動向を踏まえ、自己確認を可能とする。ただし、その場合においても、住宅に一体化した空気調和システムで独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定される設備においては、ECHONET Lite認証の取得を必須とする。

APPENDIX ECHONET詳細規定のReleaseバージョン

導入設備	APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定
空調設備	
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート等)	Release D 以降
燃料電池 (エネファーム等)	
ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)	Release C 以降
ハイブリッド給湯設備	ハイブリッド給湯機クラスはRelease L 以降 瞬間式給湯器クラスはRelease C 以降
蓄電システム	Release H 以降
充放電設備 (V 2 H充電設備等)	Release G 以降
充電設備	Release J 以降

(注) 完了実績報告時^{※1}までに、ファームアップ等を行う予定で、かつその性能を有する機器も可とします。

※1 複数年度事業の場合、後年度（2年目）の完了実績報告時を指します。

相互接続性の自己確認を示す書類と提出方法

書類	<ul style="list-style-type: none"> 設備メーカー等が、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されている各プロパティ（次頁の別表1を参照）の通信制御試験を実施し、自己確認したことを証する書面（自由書式）。 H E M Sコントローラと住宅設備との相互接続性を確認できたホワイトリスト（メーカー等が自社ホームページに掲載するなどして一般に公表されているもの）。
提出方法	中間報告時 ^{※2} に、補助対象住宅に導入予定の機器に関する相互接続性の自己確認を示す資料をS I Iへ提出すること。

※2 複数年度事業の場合、本年度（1年目）の完了実績報告時を指します。

【別表1】ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ

機器	プロパティ名		
家庭用エアコン	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 節電動作設定 	<ul style="list-style-type: none"> 運転モード設定 温度設定値 	<ul style="list-style-type: none"> 室内温度計測値 風量設定
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート等)	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 沸き上げ自動設定 	<ul style="list-style-type: none"> 昼間沸き増し許可設定 給湯中状態 	-
ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 給湯器燃焼状態 	<ul style="list-style-type: none"> 風呂給湯器燃焼状態 風呂自動モード設定 	-
燃料電池 (エネファーム等)	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 	<ul style="list-style-type: none"> 瞬時発電電力計測値 	<ul style="list-style-type: none"> 積算発電電力量計測値
ハイブリッド給湯機	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電連携モード設定^{※1} 	-
蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> 動作状況 識別番号 現在時刻設定 現在年月日設定 A C実効容量 (充電・放電) 	<ul style="list-style-type: none"> A C 充電・放電可能容量 A C 充電・放電可能量 A C 積算充電・放電電力量計測値 A C 充電量・放電量設定値 最小最大充電量・放電電力値 	<ul style="list-style-type: none"> 運転動作設定 (充電・放電・待機は必須) 運転モード設定 (充電・放電・待機は必須) 系統連系状態 蓄電残量 (Wh・Ah・%いずれかの搭載が必須) 蓄電池タイプ
充放電設備 (V 2 H 充電設備等)	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 	<ul style="list-style-type: none"> 定格充電能力 定格放電能力 車両接続・充放電可否状態 最小最大充電電力値 最小最大放電電力値 最小最大充電電流値 最小最大放電電流値 充放電器タイプ 運転モード設定 	<ul style="list-style-type: none"> 車両接続確認^{※2} 車載電池の放電可能容量値 1 ^{※3} 車載電池の放電可能残容量 1 ^{※3} ^{※4} 車載電池の放電可能残容量 3 ^{※3} ^{※4} 車載電池の使用容量値 1 ^{※3} 車載電池の電池残容量 1 ^{※3} ^{※4} 車載電池の電池残容量 3 ^{※3} ^{※4}
充電設備 ^{※5}	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 	<ul style="list-style-type: none"> 定格充電能力 車両接続・充電可否状態 充電器タイプ 運転モード設定 	<ul style="list-style-type: none"> 車両接続確認^{※2} 車載電池の充電可能容量値^{※3} 車載電池の充電可能残容量値^{※3} 車載電池の使用容量値 1 ^{※3} 車載電池の電池残容量 1 ^{※3} ^{※4} 車載電池の電池残容量 3 ^{※3} ^{※4} 車両 I D ^{※3}

※1 太陽光発電余剰電力時間帯にヒートポンプ貯湯運転を行う。

※2 充放電器タイプ又は充電器タイプがDC__タイプAAの場合のみ必須。

※3 充放電器又は充電器に接続する電気自動車 (プラグインハイブリッド車を含む) から出力される場合、応答必須。

※4 いずれかのプロパティを搭載すること。

※5 充電用コンセント・充電用コンセントスタンドに関しては制御対象外。

(7) 直交集成板 (CLT)

補助対象となる直交集成板（以下「CLT」という。）は、以下の要件を全て満たすこと。

- 表4に示す要件を満たすこと。
- 国内製品において、JAS認定工場で製造されたJAS製品であること。

(表4) CLT要件

補助対象住宅への 導入場所	補助対象住宅における 使用量	施工方法
構造耐力上主要な部分のうち、壁、床版、屋根版に面的に使用されていること。	CLTの総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該CLTの使用量が0.1 m ³ /m ² 以上であること。	工法は問わない。 ただし、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組工法又は木質プレハブ法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（国土交通省告示第1540号、平成29年9月26日公布・施行）」に準拠すること。

(注) CLTの導入に際しては、仕上げ材の一部又は化粧材や柱等への使用の場合は補助対象外とする。

(8) 地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 表5に示す「対象範囲」ごとの要件を満たすこと。
- ・ 地中熱ヒートポンプ熱源機の要件を満たしていることを定量的に示せること。
- ・ 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

(表5) 地中熱ヒートポンプ・システムの要件

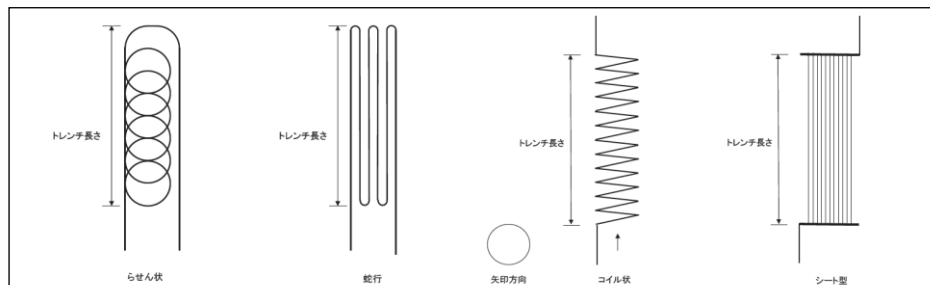
区分	対象範囲	要件	
工法	クローズドループ 垂直埋設型	採熱深度が30m 以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧」(P51、図1)のいずれかの工法であること。 ・ 地中熱交換器の総長が30m以上であること。 (Uチューブの場合は行き帰りを一体で測定)
	クローズドループ 水平埋設型		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」(P51、図2)のいずれかの工法であること。 ・ 「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」(P51、図2)で示す「らせん状」、「蛇行」、「コイル状」の採熱工法を採用する場合、地中熱交換器に用いるパイプの総長は150m以上であること。 ・ 「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」(P51、図2)で示す「シート型」の採熱工法を採用する場合、施設面積は30㎡以上であること。
	オープンループ 放流型	揚水深度が50m 以上であること。	—
	オープンループ 還元井型		還元深度が50m以上であること。
	オープンループ 浸透枡型		—
設備 機器	地中熱ヒートポンプ 熱源機	暖房時COP3.7以上であること。	
	附随設備	システムを構成するタンク及びポンプ類、熱交換器、井水槽等。 (オープンループの採熱工法一覧(P51、図3)により必要な場合)	
	放熱機器等	システムを構成する床暖房、パネルラジエーター、ファンコイルユニット等。	
工事費	工事費	システムに係る機器全ての設置費用及び、配管、断熱等の工事費用。	

(図1) クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧

工法 名称	ポアホール工法			杭工法			
	シングルUチューブ	ダブルUチューブ	スパイラルチューブ	杭シングルUチューブ	杭ダブルUチューブ	二重管	既成コンクリートH杭
水平断面 (例)							
垂直断面図 (例)							
口径 (mm)	・100以上	・110以上	・500以上	・100以上	・100以上	・60以上	・200×200以上
杭材種 (例)	-	-	-	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・H型既成コンクリート杭
熱交換器 (例)	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・杭本体 (高密度ポリエチレン管、 鋼管、ステンレス管)	・高密度ポリエチレン管
充填材 (例)	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・不凍液 ・水	・セメントミルク
熱媒 (例)	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液
備考		・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。			・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。		

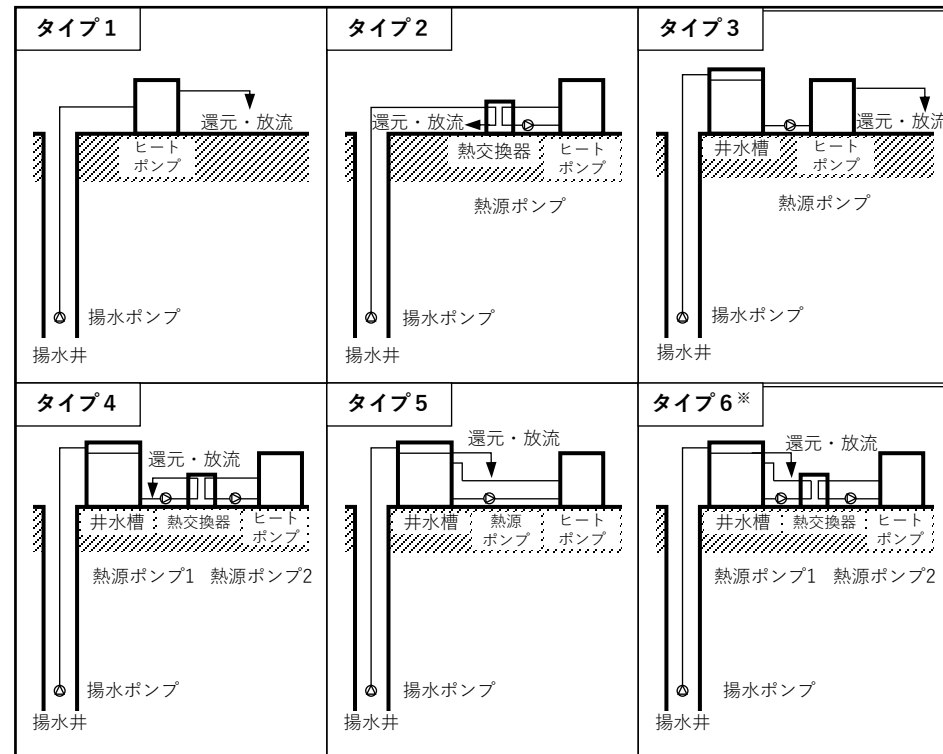
出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会の「垂直埋設型の採熱工法の一覧」より抜粋

(図2) クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧



出典：国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所「平成28年度省エネルギー基準（非住宅建築物）地中熱ヒートポンプ・システムの熱源水温度計算方法」P4「図3 クローズドループ水平埋設型の4方式」より抜粋

(図3) オープンループの採熱工法一覧



出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会の「オープンループ採熱工法の一覧」より抜粋

※ タンク式の熱交換器を用いる方法。井水槽内に熱交換器が置かれ、熱源ポンプ1及びそれに付随する配管はない。

3-6. 不動産売買における要件

補助対象住宅の購入者と締結する不動産売買契約書における重要事項説明書に以下を明示し、その文言が記載された契約書類の雛形を中間報告時※に提出すること。

※ 複数年度事業の場合、後年度（2年目）の交付申請時を指す。

① 定期報告アンケートについて

補助対象住宅の不動産売買契約を行う購入者（以下「事業継承者」という。）は入居後2年間、S I Iが定める使用状況の報告（定期報告アンケート）を行う必要があること。

② J-クレジット化の意思表示について

事業継承者が本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果のJ-クレジット化（自己負担見合い分のみ）について、J-グリーン・リンケージ倶楽部等の国、地方公共団体又は民間団体等が運営・管理するJ-クレジット制度に基づく排出削減事業で、その実施に関する意思表示を行うこと。

（注）「J-グリーン・リンケージ倶楽部（<https://j-gzreenlinkage.go.jp/>）」にて本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果のJ-クレジット化に関する意思表示をする場合は、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」への入会に必要な手続きはS I Iが行います。その際、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」及び国へ事業継承者に係る個人情報の提供を行うので、これを了承すること。

③ 「デコ活」の趣旨への賛同について

政府が推進する新しい国民運動「デコ活」の趣旨に賛同し、「デコ活宣言」又は「デコ活応援団への参画」のどちらか一方、もしくは両方を行うこと。

【デコ活宣言】 <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/join/>

【デコ活応援団】 <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#council>

4. 事業の実施

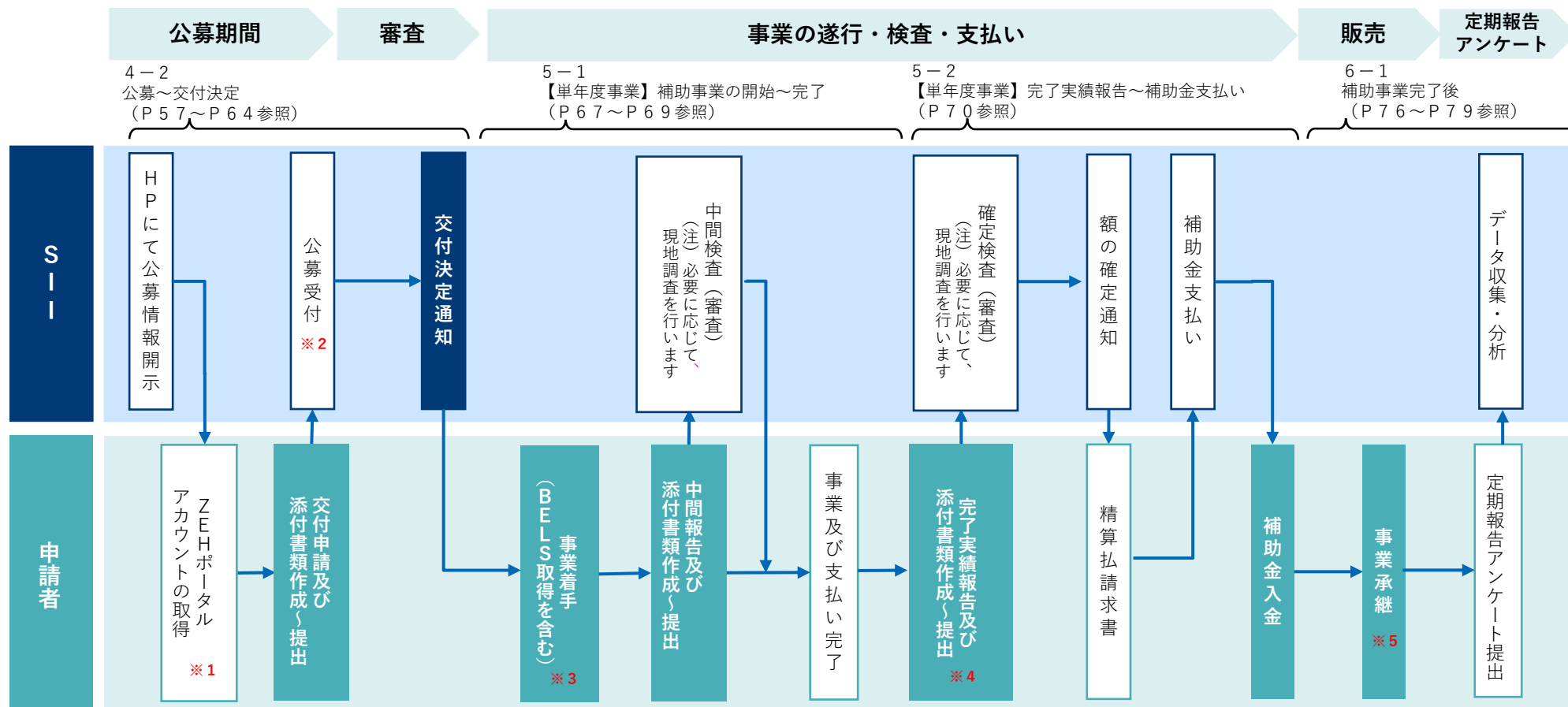
事業フロー・公募～交付決定

4-1. 事業フロー

4-2. 公募～交付決定

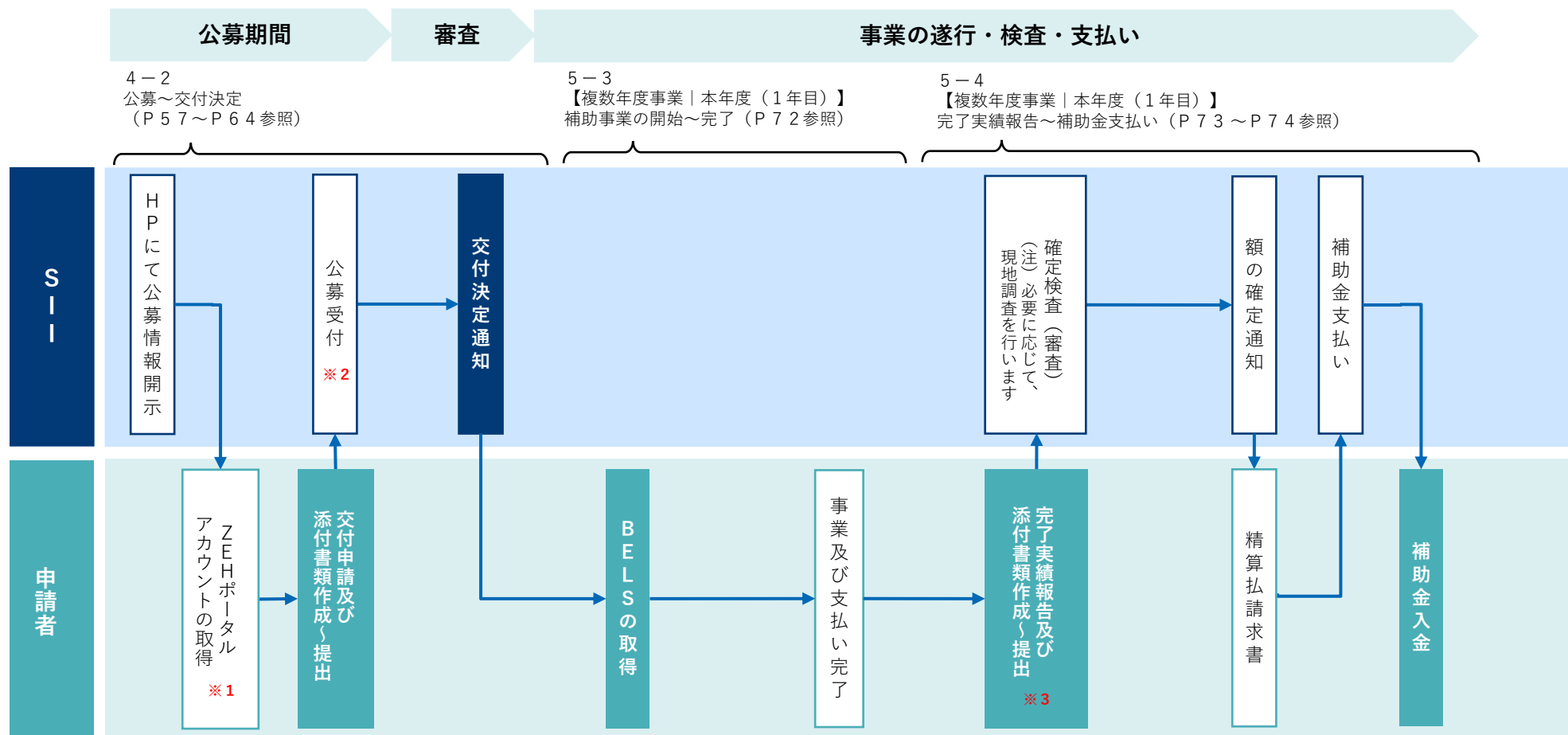
4-1. 事業フロー

(1) 【単年度事業】事業フロー



※1 令和7年度以前にZEHポータルアカウントを取得された方は、令和8年度も同一アカウントを継続してご利用ください。
 ※2 申請内容に不備・不足がある場合や予算に達した場合は原則、申請を受理しません。
 ※3 事業着手とはBELSの取得並びに高性能断熱外皮(断熱材、窓)及び高性能設備に係る補助対象工事の着手のことです。
 ※4 完了実績報告に不備・不足がある場合や提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。
 ※5 補助事業者が補助対象住宅を第三者に販売(有償譲渡を含む)する行為は、財産処分にあたります。この場合、原則として補助対象住宅の売買予定が決まってから契約が成立するまでの間に、SIIに財産処分承認申請書を提出し、SIIから財産処分承認を受ける必要があります。
 また、補助金は補助対象住宅の所有権を有する者にしか交付できませんので、事業継承者への所有権移転日(引渡日)は、必ず補助金受取日以降とすることを厳守してください。
 なお、補助事業完了後、2年以内に補助事業を承継できなかった場合、補助事業の目的未達とみなし、当該補助対象住宅に係る補助金の返還を求めます。

(2) 【複数年度事業 | 本年度 (1年目)】 事業フロー

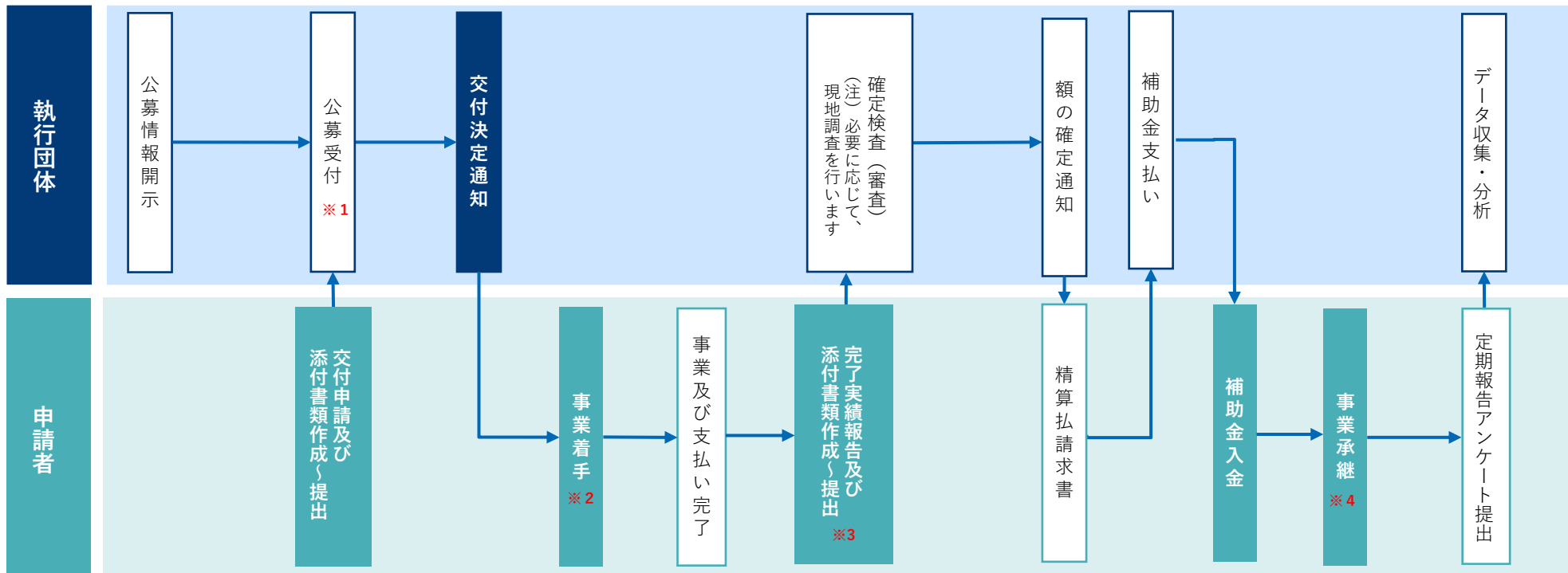
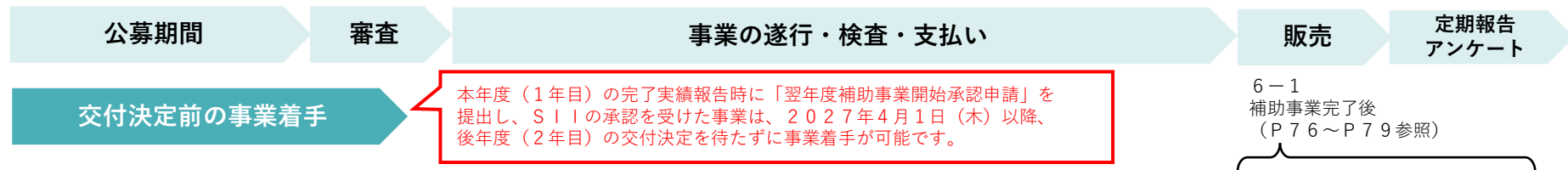


※1 令和7年度以前にZEHポータルアカウントを取得された方は、令和8年度も同一アカウントを継続してご利用ください。

※2 申請内容に不備・不足がある場合や予算に達した場合は原則、申請を受理しません。

※3 完了実績報告に不備・不足がある場合や提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。

(3) 【複数年度事業 | 後年度 (2年目)】事業フロー (予定)



※1 申請内容に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しません。

※2 事業着手とは高性能断熱外皮 (断熱材、窓) 及び高性能設備に係る補助対象工事の着手のことです。

4月1日より前に着手した場合は事前着手とみなされ、補助金が支払われない場合があります。

※3 完了実績報告に不備・不足がある場合や提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。

※4 補助事業者が補助対象住宅を第三者に販売 (有償譲渡を含む) する行為は、財産処分にあたります。この場合、原則として補助対象住宅の売買予定が決まってから契約が成立するまでの間に、S I I に財産処分承認申請書を提出し、S I I から財産処分承認を受ける必要があります。

また、補助金は補助対象住宅の所有権を有する者にしか交付できませんので、事業継承者への所有権移転日 (引渡日) は、必ず補助金受取日以降とすることを厳守してください。

なお、補助事業完了後、2年以内に補助事業を承継できなかった場合、補助事業の目的未達とみなし、当該補助対象住宅に係る補助金の返還を求めます。

4-2. 公募～交付決定

(1) 事業の公募

S I I は、補助事業を行おうとする者に対し公募を行います。公募情報は Z E H W e b (URL : <https://zehweb.jp/house/>) に掲載します。

(2) 交付申請

- 申請者は、提出に必要な資料 (P 5 9 ~ P 6 1 「提出資料一覧」) を確認し、Z E H ポータルより申請手続きを行ってください。
(手続きの詳細は Z E H W e b に掲載の「Z E H ポータル・マニュアル<交付申請編>」を参照)
- Z E H ポータルへのアクセス集中により、システムの動作が重くなる可能性があります。
その場合でも受付時点における受理となるため、時間に十分余裕を持って申請を行ってください。
- S I I は、公募期間内に受付けた申請を順次審査し、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について交付決定を通知します。
- 申請後に申請者の変更は原則として認めません。
なお、事業実施計画に変更の可能性が生じた場合は、**あらかじめ S I I に報告**し、指示に従ってください。

1) リース事業者との共同申請

- リース事業者との共同申請が可能な申請
 - 補助対象となる蓄電システム、P V T システム、太陽熱利用システム (P 4 0 ~ P 4 3 参照) に限り、リース契約を認めます。
ただし、リース契約内容等により対象とならない場合があるので、S I I へ事前相談してください。
- 申請方法について
 - 交付申請※において、補助対象住宅の申請者とリース事業者による共同申請としてください。
※ 複数年度事業の場合、本年度 (1 年目) 及び後年度 (2 年目) 両方の交付申請を指します。
- 注意事項
 - リース料 (元金) は、補助金相当分が減額されていること。
 - リース期間は、原則法定耐用年数以上とすること。
 - リース契約にて導入した追加補助対象設備にかかる補助金は、リース事業者へ支払われます。

2) 交付申請の方法

- 本事業の交付申請はZ E Hポータルより行ってください。郵送等による申請書類の送付は受付けていません。
- Z E Hポータルの利用には申請者である法人の本社部門※（又は補助金申請の取りまとめを行う部門）の担当者を統括する担当者が事前にアカウントを取得し事業者情報の登録をする必要があります。

※交付申請を行う各支店が個別にアカウント発行依頼を行うことはできません。

- 詳細は「Z E Hポータル・マニュアル<アカウント発行編>」を参照してください。

（注）令和7年度以前にZ E Hポータルアカウントを取得された方は、令和8年度も同一アカウントを継続してご利用ください。

Step 1

公募要領の確認

公募要領の内容を必ず確認してください。

Step 2

アカウント発行依頼

- ① 「アカウント発行依頼書」をメールにてS I I宛てに送付してください。
<アカウント新規発行依頼の受付期間>
2026年 4月20日（月）～
2027年 1月 4日（月）17時

- ② アカウント発行後、ID及び初回ログインに必要なURLが登録アドレスへ通知されます。

（注）Z E Hポータルにログインするためのアカウントの発行には3～8営業日ほどを要します。

Step 3

交付申請

- ① Z E Hポータルにログイン後、任意のパスワードを設定してください。
- ② ログイン後、事業者情報を登録してください。
（注）事業者情報の登録が未完了の場合、交付申請を行うことができません。
- ③ Z E Hポータルの申請作成画面より、申請情報の入力及び添付資料をアップロードしてください。
（注）P 5 9 ～P 6 1を参照し、不備のないよう注意してください。
- ④ 全ての情報入力と必要資料のアップロードを行った後、「申請」ボタンを押下すると申請完了です。

交付申請方法の詳細は、「Z E Hポータル・マニュアル<交付申請編>」を参照してください。

4) 提出資料一覧

Z E Hポータルにログインし、申請に必要な情報の入力及び提出資料をアップロードしてください。

提出する書類・写真の名称については「アップロード時のファイル名」を参照し、判別できるようにして提出すること。

(注) 申請データは、必ず控えとして手元に残してください。なお、誤って提出資料等をS I Iに郵送した場合、申請者から書類の返却を求められた際は、S I Iは着払いにて返送します。

Z E Hポータルへのデータアップロードにより申請

No.	提出資料	内容	区分	形式	アップロード時の ファイル名	
1	配置図	<ul style="list-style-type: none"> 物件名称等が記載されていること 選択要件①～⑤でE Vの充電設備又は充放電設備を選択した場合は、電気自動車の保管（充電）場所及び、充電設備又は充放電設備の設置位置を記載すること 	●		配置図	
2	都市部狭小地等の Z E H Oriented 申請の場合※1	敷地求積図	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の求積計算も記入し提出すること 1配置図との兼用を可とする 	○	P D F	敷地求積図
		平面図	各階ごとに部屋名・寸法が記載されていること	○		平面図
		立面図（四面）	<ul style="list-style-type: none"> 東西南北の四面が全て記載されていること 断面図と同等に階高等が記載されていること 影響する北側斜線が記載されていること 	○		立面図
		登記事項証明書	申請する住宅の敷地について法務局で登記事項証明書、地積測量図、公図を取得し、提出すること	○		登記事項証明書
		地積測量図、公図		○		地積測量図、公図
		都市計画図等	建設地の用途地域、北側斜線の種別が表示された資料を提出すること	○		都市計画図等
敷地写真（1枚）	敷地の全景が確認できるように撮影すること	○	J P G	敷地写真（1枚）		

凡例 ●：提出必須 ○：申請内容に該当する場合に提出必須

※1 申請する住宅が都市部狭小地等でZ E H Orientedを予定している場合は、Z E H W e bの「よくあるご質問」を確認した上で申請前に必ずS I Iへ
ご相談ください。

No.	提出資料	内容	区分	形式	アップロード時のファイル名
3	平面図 (兼設備設置図)	補助対象となる建材又は設備について設置場所を記入すること	○	P D F	平面図 (兼設備設置図)
	システム構成部材一覧	導入する建材又は設備の部材名、メーカー、数量、単位を記入すること	○		システム構成 部材一覧
	システム構成図	イラストや構成図等を用いて、システム全体を表現すること	○		システム構成図
4	リースの場合 リース契約書（案）※2	<ul style="list-style-type: none"> リース料金から補助金相当分が減額されていること リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること 	○		リース契約書 (案)
5	財務諸表等	<ul style="list-style-type: none"> 直近1期分の財務諸表・決算短信表等を提出すること (個人事業主の場合は確定申告書類) 法人名が確認できること 	●		財務諸表

凡例 ●：提出必須 ○：申請内容に該当する場合に提出必須

(注1) 3「システム構成部材一覧」、「システム構成図」については、Z E H W e b「令和8年度 戸建Z E H」

(<https://zehweb.jp/house/overview/general.html>) から申請様式をダウンロードして作成してください。

(注2) アップロードするファイルに圧縮やパスワード付加を行わないでください。

※2 複数年度事業の場合、後年度（2年目）に導入予定の蓄電システム、P V Tシステム、又は太陽熱利用システムについてリースを利用する事業は、本年度（1年目）に「リース契約書（案）」を必ず提出してください。

ZEHポータルへの入力により申請

No.	入力項目		内容	区分
1	交付申請		ZEHポータル・マニュアルを確認の上、入力すること	●
2	事業概要		ZEHポータル・マニュアルを確認の上、入力すること	●
3	交付申請額算出表		表示された補助金申請額に誤りがないか確認すること	●
4	都市部狭小地等の ZEH Oriented申請の場合	都市部狭小地の概要	ZEHポータル・マニュアルを確認の上、入力すること	○
5	追加設備等*	蓄電システム明細		○
6		直交集成板（CLT）明細		○
7		地中熱ヒートポンプ・システム明細		○
8		PVTシステム明細		○
9		太陽熱利用システム明細		○
		EVの充電設備又は充放電設備		○
		高度エネルギーマネジメント		○
10	リースの場合	リース情報		○
11	誓約書			誓約事項を確認の上、同意のチェックを入れること

凡例 ●：入力必須 ○：申請内容に該当する場合に入力必須

※ 複数年度事業の場合、後年度（2年目）に追加設備等を導入予定の事業は、本年度（1年目）に各明細を必ず提出すること。

5) 個人情報の取得及び提供に係る同意

以下に示す個人情報の取得及び提供に関する内容について同意の上、申請すること。

個人情報の取り扱いについて

No.	項目	内容
①	個人情報の取得について	S I I は執行する令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅の Z E H 化・省 C O 2 化促進事業）（以下「本事業」という。）の実施のため、以下「②」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「⑤」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。 S I I の個人情報保護方針は以下をご確認ください。 U R L : https://zehweb.jp/privacy/
②	取得する情報	S I I は、本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得します。なお、S I I に提供する以下の情報に、申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、S I I への提供及び S I I から国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。 (ア) 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス（以上、連絡窓口含む）、世帯人数、口座情報等の補助事業者情報 (イ) 建設所在地、地域区分、建築区分、年間日射地域区分、工法種別、延床面積等の建築地情報 (ウ) Z E H 種別、外皮平均熱貫流率、冷房期平均日射熱取得率、導入設備種別等の性能情報 (エ) 一次エネルギー消費量（基準値、設計値、実績値）、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報及び金額 (オ) その他、本事業に必要な情報
③	利用目的	S I I は「②」で取得した情報を以下の目的で利用します。 (ア) 公募の審査、管理、連絡 (イ) 公募以降の本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握 (ウ) S I I の各種情報案内、アンケート・調査の実施 (エ) 国及び「⑤」に示す提供先への報告、省エネ・省 CO2 を目的とした調査・研究 (オ) その他、上記目的に付随する業務を行うため
④	第三者への提供について	S I I は「②」で取得した情報を、以下の場合及び「⑤」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限り、提供を行います。 (ア) 法令により提供を求められた場合 (イ) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合 (ウ) 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
⑤	本事業における提供先及び利用目的、提供情報について	本事業では、別表に示す提供先、利用目的で取得情報※を匿名加工は行わずに提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。
⑥	匿名加工情報の提供について	本事業では、S I I から直接又は Z E H W e b 等で外部の研究機関等に対して、住宅における脱炭素化を支援し、もって 2 0 5 0 年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築を推進することを目的として、「②」に記載する情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、提供場合があります。提供時には、利用目的を確認し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。S I I の匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認ください。 U R L : https://sii.or.jp/anonymouse_processing/index.html
⑦	個人情報提供の任意性	個人情報の提出がされない場合、利用目的を遂行できないことがあります。
⑧	外部委託	「②」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社に対しては、適切な取扱い及び保護を行います。
⑨	開示請求等について	S I I にて、保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認の上、対応いたします。 <相談窓口> 一般社団法人環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

※ 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1 : 1 で紐づく情報は個人情報として扱う。

別表 本事業における提供先※、利用目的、提供情報

No.	提供元	提供先	利用目的	提供情報	備考
1	S I I	国	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	② (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)	-
2	S I I	J-グリーン・リンケージ倶楽部	本事業の交付要件となるJ-クレジット化手続き	② (ア) (エ)	-
3	S I I	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人・研究者	住宅における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築の推進に対する学術・研究・調査・商品/サービス開発	② (ア)のうち、 市区町村までの住所、 (イ) (ウ) (エ) (オ)	-
4	S I I	一般	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	② (ア)のうち、 市区町村までの住所、 世帯人数、(イ) (ウ) (エ) (オ)	直接的な個人情報の掲載は 行いません。

※ ⑧に示すS I Iの外部委託先は除きます。

(3) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査します。

(4) 採択

S I I は、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、予算の範囲で補助事業を採択します。

(5) 交付決定

- S I I は、補助事業として採択した事業について交付決定を行います。
- 交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。
- 交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消しとなる可能性があります。交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果をメールにて通知します。
- 事業に着手する前に「事務取扱説明書」を必ず参照の上、関連書類を作成してください。

<事務取扱説明書の公開予定時期>

以下の日程にて **Z E Hポータル上で公開予定**です。

- 単年度事業 : 2026年 6月頃
- 複数年度事業 : 2026年 11月頃

(注1) 交付決定後の申請内容の変更、自己都合による申請の取下げは原則認めません。

(注2) 審査に関する個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注3) 国の他の補助事業等と本事業に申請した補助対象が重複している場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定します。

5. 事業の実施

補助事業の開始～補助金支払い

- 5 - 1. 【単年度事業】 補助事業の開始～完了
- 5 - 2. 【単年度事業】 完了実績報告～補助金支払い
- 5 - 3. 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】 補助事業の開始～完了
- 5 - 4. 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】 完了実績報告～補助金支払い

【単年度事業】

5-1. 【単年度事業】補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始

詳細は「事務取扱説明書」参照※

※ 公開時期についてはP64をご確認ください。

- 交付決定通知を受領し、**交付決定番号を得た後**に補助事業（BELS取得を含む）に着手してください。
- 交付決定通知を受領し、**交付決定番号を得た後**にZEHポータルから「補助対象工事未着手証明書」をダウンロードし、作成してください。

【交付決定前に確認済証を取得している場合の追加書類】

- ① 建設住宅性能評価書取得予定の場合：基礎配筋検査合格証
- ② 住宅瑕疵担保責任保険に加入予定の場合：基礎配筋現場検査結果通知書
- ③ 上記①②に当てはまらない場合：基礎コンクリート納品書

(注1) 補助対象となる断熱工事の交付決定前着手は認められませんのでご注意ください。

(注2) 基礎工事以外の工事項目の事前着手はできません。

(注3) 事前着手及び改ざん等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと罰則の対象となります。

(2) 中間報告

B E L Sの取得日から3週間以内に中間報告をZ E Hポータルにて行ってください。

なお、中間報告の提出資料については、「事務取扱説明書」を確認の上、関連資料を準備してください。

No.	提出資料		詳細	区分	
1	補助対象工事未着手証明書		Z E Hポータルからダウンロードした規定様式に記載の上、提出すること。交付決定前に確認済証を取得している場合は、追加書類を提出すること。(P 6 7 参照)	●	
2	確認済証		確認申請不要の地域は建築工事届を提出すること。	●	
3	平面図、立面図 (B E L S申請時に提出したもの)		評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。	●	
4	B E L S		<ul style="list-style-type: none"> 評価書には、交付申請時に示したZ E Hランクの省エネ性能表示を取得していること。 交付決定日以降の日付であること。 	●	
5	一次エネルギー消費量計算結果(住宅版) Ver.3.60以降のもの(B E L S申請時に提出したもの)		評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果(評価機関の押印があるもの)を提出すること。	●	
6	外皮計算書(B E L S申請時に提出したもの) (建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要)		交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。	○	
7	不動産売買契約書の重要事項説明書雛形		補助対象住宅の購入者と締結する不動産売買契約書における重要事項説明書に定期報告アンケートの必要性及び「J-クレジット化」の意思表明、「デコ活」への参画を明示した雛形を提出すること。	●	
8	選択要件で ②高度エネルギー マネジメントを 選択した場合	中間報告時に AIF認証取得が完了 していない場合	ECHONET Lite AIF 認証取得意思決定文書	AIF認証取得に責任を有する主体(機器メーカー等)によるAIF認証取得意思決定文書を提出すること。	○
		自己確認での 対応の場合	<ul style="list-style-type: none"> 自己確認したことを証する書面(自己確認適合書等) 住宅機器メーカー等が公表するホワイトリスト 	ECHONET Lite AIF認証を取得せず、自己確認で対応する場合に提出すること。	○

凡例 ●：提出必須 ○：申請内容に該当する場合に提出必須

(注) 1～6の資料には、申請者名又は物件名称等が記載されていること。

(3) 中間検査（審査）

- S I Iは必要に応じて現地調査を行いますので、必ずご協力ください。
- 中間検査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。
- 中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取消しとなる場合があります。
- 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと処罰の対象となります。

(4) 補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(5) 事業完了日

- ① 申請者にて補助対象住宅の工事を行っている場合は、全ての補助対象設備の工事代金の支払いが完了した日付を指します。
- ② 申請者にて補助対象住宅の工事を行っていない場合は、補助事業に係る工事及び工事代金の支払い※が完了し、かつ補助対象住宅の引渡しを受けた日付を指します。
- ③ 選択要件で「**②**高度エネルギーマネジメント」を選択した事業は、①又は②の日付と「H E M Sより住宅内の冷暖房設備、給湯設備、省エネ設備等の表示項目の名称設定を行い、各設備の**制御**が可能であることを確認した日」のいずれか遅い日付を事業完了日とします。
(注) H E M Sの設定にはインターネット環境が必要な場合があります。

※ 本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。
手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とします。

5-2. 【単年度事業】完了実績報告～補助金支払い

(1) 完了実績報告及び補助金の額の確定

- 補助事業者は、事業完了日から15日以内に完了実績報告をZEHポータルより提出してください。
- SIIは、完了実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助事業者はその旨を通知します。
- 完了実績報告の提出書類については、ZEHポータルから「事務取扱説明書」をダウンロードし、参照の上、関連書類を作成してください。
(注1) 提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。
(注2) 虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと処罰の対象となります。

(2) 確定検査（審査）

- 確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものです。
- 確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払ってください。
- SIIは必要に応じて現地調査を行いますので、必ずご協力ください。

(3) 補助金支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

【複数年度事業】

5-3. 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】補助事業の開始～完了

（1）補助事業の開始

詳細は「事務取扱説明書」参照※

※ 公開時期についてはP64をご確認ください。

- 交付決定通知を受領し、**交付決定番号を得た後**に補助事業（BELSの取得）に着手してください。
- 交付決定通知を受領し、**交付決定番号を得た後**にZEHポータルから「補助対象工事未着手証明書」をダウンロードし、作成してください。

【交付決定前に確認済証を取得している場合の追加書類】

- ① 建設住宅性能評価書取得予定の場合：基礎配筋検査合格証
- ② 住宅瑕疵担保責任保険に加入予定の場合：基礎配筋現場検査結果通知書
- ③ 上記①②に当てはまらない場合：基礎コンクリート納品書

（2）中間報告（審査）

複数年度事業の本年度（1年目）の場合、中間報告はありません。

（3）補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

（4）事業完了日

本年度（1年目）の事業完了日は、BELSを取得した日とします。
（BELSの取得をもってその費用の支払いが完了したものとします）

5-4. 【複数年度事業 | 本年度（1年目）】完了実績報告～補助金支払い

(1) 本年度（1年目）の完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業完了日から15日以内に完了実績報告をZEHポータルより提出してください。

SIIは、完了実績報告の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助事業者にその旨を通知します。

完了実績報告の提出書類については、ZEHポータルから「事務取扱説明書」をダウンロードし、参照の上、関連書類を作成してください。

(注) 提出期日に本年度（1年目）の完了実績報告の提出がない場合は、後年度（2年目）の申請を含め、取下げたものとみなします。
虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと処罰の対象となります。

提出資料一覧

ZEHポータルへのデータアップロードにより申請

No.	提出資料	詳細
1	補助対象工事未着手証明書	ZEHポータルからダウンロードした規定様式に記載の上、提出すること。 交付決定前に確認済証を取得している場合は、追加書類を提出すること。（P72参照）
2	平面図、立面図（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。
3	BELS	<ul style="list-style-type: none"> 評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 交付決定日以降の日付であること。
4	一次エネルギー消費量計算結果（住宅版） Ver.3.60以降のもの（BELS申請時に提出したもの）	評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。
5	外皮計算書（BELS申請時に提出したもの） （建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要）	交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。
6	補助金の振込先が確認できる資料	補助事業者名義の口座であること。

(注1) 資料には補助事業者名が記載されていること。

(注2) 確認済証は後年度（2年目）の申請時に提出すること。

(2) 確定検査（審査）

- 確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものです。
- 確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払ってください。
- **S I I は必要に応じて現地調査を行いますので、必ずご協力ください。**

(3) 補助金支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をS I Iに提出し、S I Iは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

6. 事業の実施 補助事業完了後の要件・ その他の注意事項

6-1. 補助事業完了後の要件

6-2. その他の注意事項

6-1. 補助事業完了後の要件

(1) 使用状況の報告

- 本事業は、省CO2効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としています。
補助対象住宅の引渡し後、事業継承者が下記の報告を行うことは補助金の交付要件です。
- 報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消し又は返還を求める場合があります。**
- 補助対象者は事業継承者に対して、定期報告アンケートの概要について必ずお伝えください。
- 報告内容は個人情報を除いた上で国又はS I Iから公表する場合があります。

定期報告アンケート（ZEH実態調査）

- 事業継承者は、入居から2年間、半期ごとにエネルギー使用量（電力、ガス等）及び、太陽光発電システム、家庭用燃料電池（エネファーム）等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、**HEMS（エネルギー計測装置）**や**電気・ガス等の検針票（領収書）**又は**WEB明細のデータ等**を使用し「定期報告アンケート（ZEH実態調査）」にて報告を行ってください。
- 報告方法は、PC・スマートフォン・タブレット端末等**インターネットに接続可能な機器を使用して回答いただきます。**
- 別途、他のアンケート調査、省CO2効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。
- 報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

単年度	入居時期		報告対象期間	
	補助金入金後	～ 2027年 3月	2027年 4月	～ 2029年 3月
	2027年 4月	～ 2028年 3月	2028年 4月	～ 2030年 3月
	2028年 4月	～ 2029年 3月	2029年 4月	～ 2031年 3月
複数年度	入居時期		報告対象期間	
	補助金入金後	～ 2028年 3月	2028年 4月	～ 2030年 3月
	2028年 4月	～ 2029年 3月	2029年 4月	～ 2031年 3月
	2029年 4月	～ 2030年 3月	2030年 4月	～ 2032年 3月

詳細は下記URLよりZEHWebにてご確認ください。

「定期報告アンケート（ZEH実態調査）について」<https://zehweb.jp/house/qre/>

(2) 取得財産の管理等

1) 取得財産の管理

- 補助事業者は、補助を受けて取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- 補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年以内に取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」をS I Iに提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、S I Iは交付決定を取消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがあります。
- S I Iは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入を得る可能性が認められるときは、その収入の全部又は一部をS I Iに納付させることができるものとします。

財産処分について

交付規程に則り、財産処分を行いS I Iの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- 処分制限財産の取得日（支払い日）を起算日とする。
- 処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- 処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年とする。
- 計算用の決算日を3月31日とする。
- 減価償却方法は「定額法」を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。
- その他、平成20年5月15日（令和5年9月1日改正）大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合（転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取壊しの財産処分）においても同様とする。

2) 補助対象住宅の販売における注意事項

①事業承継（所有権移転）

- 事業承継とは、S I Iにより承認を受けた補助事業継承者へ事業を引継ぐことを指します。
- 補助金は補助対象住宅の所有権を有する者にしか交付できませんので、事業継承者への所有権移転日（引渡日）は、必ず補助金受取日以降とすることを厳守してください。
- 補助事業者たるZ E Hビルダー/プランナーが補助金の交付を受け、第三者への販売（有償譲渡を含む）が決まった際は、速やかに事業継承者へ補助事業を承継する手続きをS I Iに対して行う必要があります。
- **補助事業完了後※、2年以内に補助事業を承継しなければなりません。**
期限内に補助事業を承継できなかった場合、補助事業の目的未達成とみなし、当該補助対象住宅に係る補助金の返還を求めます。
※ 複数年度事業の場合、後年度（2年目）の事業完了後を指します。

（注）「財産処分（事業承継）手続きの手引き」を必ず参照の上、関連書類を作成してください。

「財産処分（事業承継）手続きの手引き」及び申請様式はZ E Hポータル上で公開します。

②事業継承者の要件

- 事業継承者は、当該住宅に住民票を移し、処分制限期間である6年間、**常時居住**する予定の個人※であること。
（別荘、セカンドハウス等は補助対象外）
※ 上記要件を満たしているか確認するため、無期限の在留資格（「特別永住者」「永住者」「高度専門職2号」のいずれか）を証明する公的な書類の提出を求める場合があります。
- 事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「J-クレジット化の意思表示について」、「「デコ活」への参画」、「取得財産の適正管理」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。

(3) 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等

交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助金が支払われない場合があるだけでなく、補助事業者に対して次の措置が講じられることにご留意ください。

- 1) 補助金適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- 2) 補助金適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- 3) 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- 4) SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

6-2. その他の注意事項

申請者は、以下の点に注意してください。

(1) 周辺環境への配慮

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されていますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討いただきますようお願いいたします。

- ・ 「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」 （社団法人日本冷凍空調工業会平成23年4月発行、平成24年2月改訂）URL：https://www.iraia.or.jp/product/file/ecoQ_guidebook.pdf
- ・ 「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」 （燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行） URL：https://www.fcci.jp/pdf/28_cog.pdf

(2) その他

- ・ 本事業で導入した設備等については、S I Iが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZ E Hビルダー/プランナー（施工者・設計者）等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をS I Iが保証するものではありません。
万一、上記に関する紛争が起きてもS I Iは関与しません。
- ・ 申請者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な提案・申請をしてください。
不正をした事が明らかになった場合は、補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注) “補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください (P 2参照)。

- ・ 登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金振り込みができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意してください。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I） Z E H事務局

よくあるご質問：<https://zehweb.jp/house/faq/>

TEL：03-5565-4030

- ※ 受付時間は、10：00～17：00です（土日祝日を除く）。
- ※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。